

第4次 にいみ男女共同参画プラン

～男女が共に輝き いきいきと活躍できるまち～



新見市

あいさつ



我が国では、本格的な人口減少社会の到来や未婚・単独世帯の増加により、人口構成や世帯構成に大きな変化が生じています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、新しい働き方の可能性が広がる一方で、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されるなど、人々の生命や生活、経済、社会、さらには、行動・意識・価値観にまで大きな影響を与えています。

こうしたなか、本市の今後のまちづくりを示す第3次新見市総合計画では、目指すべき本市の将来像を「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいみ」と定めており、本市にお住まいの一人ひとりが光輝くことができる地域づくりを目指すこととしております。

この目標を達成していくためには、男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に發揮できる男女共同参画社会を実現することが求められています。その実現に向け、本市では、にいみ男女共同参画プランにおいて、市民・企業・行政が協働して取組を進めていく上での基本的指針を定めています。

このたび、第3次にいみ男女共同参画プランの計画期間が満了したことから、これまでの成果の検証や18歳以上の市民への意識調査を行い、そこから見えてきた課題や社会的背景の変化等を踏まえ、第4次にいみ男女共同参画プランを策定しました。

今後は、本計画に基づき「男女が共に輝き いきいきと活躍できるまち」を実現するため、市民の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りながら、計画を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました新見市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様及び関係各位に対し、心から厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

新見市長 戎 齊

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定に当たって	1
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	1
【2】男女共同参画社会基本法について	2
【3】男女共同参画に関する社会の動き	3
第2章 計画の概要	7
【1】計画の位置付け	7
【2】計画の期間	8
【3】計画の策定体制	8
第3章 本市の現状と課題	9
【1】統計でみる男女共同参画を取り巻く現状	9
【2】第3次プランの取組内容からみる課題	16
【3】アンケート等から読み取れる現状と課題	24
第4章 計画の考え方	37
【1】基本理念と基本目標	37
【2】施策体系	39
第5章 計画の展開	40
【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	40
【基本目標2】あらゆる分野における女性活躍の推進（新見市女性活躍推進計画）	43
【基本目標3】家庭や地域における男女共同参画の推進	47
【基本目標4】生涯を通じた健康づくりへの支援	50
【基本目標5】暴力を許さないまちづくり（新見市ＤＶ防止基本計画）	52
【基本目標6】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり	54
第6章 計画の推進に当たって	56
【1】計画の推進体制	56
【2】計画の進行管理	57
【3】数値目標の設定	58

資料編	59
1 新見市男女共同参画まちづくり条例	59
2 新見市男女共同参画審議会委員名簿	62
3 策定経過	63
4 男女共同参画社会基本法	64
5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	67
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（D V防止法）	74

【1】計画策定の社会的背景と趣旨

我が国では、未婚化や晩婚化など様々な要因から、総人口の減少、少子化が急速に進行し、将来に向けた労働力人口の維持や生産性の向上などが大きな社会的課題となっています。働く女性は増加傾向にあるものの、仕事と家庭や子育て、家族の介護などを両立できる環境が十分に整っていないこともその要因の一つとされています。

一方で、ＩＣＴ（情報通信技術）の進化をはじめ、ＡＩ（人工知能）やインターネットと「モノ」を融合して新たな価値を創造するＩｏＴといった先端技術の急速な進展は、あらゆる産業分野や人々の暮らしに影響を与え、働き方にも大きな変化をもたらそうとしています。

このような社会的情勢下において、経済的成長を実現し社会の活力を維持していくためには、大きな潜在力である「女性の力」を引き出すことが重要な政策課題として位置付けられています。

しかし、働く女性が結婚や妊娠、出産などの節目において、退職の慣行が今なお残っていること、また、企業等において管理職など方針決定過程に就く女性の割合が依然として低いなど、女性の力が十分に生かされているとは言えない現実もうかがえます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の日常生活に大きな影響を及ぼしています。感染拡大防止などに伴い、テレワークや時差出勤の拡大など働き方に変化がみられる一方で、外出自粛に伴う精神的な不安やストレスなどから、家庭内でのＤＶや虐待被害等も危惧されており、これまでとは異なる新たな支援対策をはじめとする男女共同参画への取組が必要となっています。

本市では「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成17年3月に「新見市男女共同参画まちづくり条例」を制定し、翌年には、「にいみ男女共同参画プラン」を策定しました。その後の改定を経て、平成28年3月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「ＤＶ防止法」という。）に関する取組を組み込んだ「第3次にいみ男女共同参画プラン」（以下「第3次プラン」という。）を策定しました。

本市では、これらの条例や計画に基づき男女共同参画社会の形成を目指して、様々な取組を推進してきました。この度、第3次プランの計画期間の満了に伴い、新たな「第4次にいみ男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

【2】男女共同参画社会基本法について

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されており、次の5つの基本理念を掲げ、国や地方公共団体及び国民の役割を示しています。

【男女共同参画社会基本法の基本理念※】

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮できる機会を確保し、男女の人権が尊重されること。

社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えること。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会が確保されること。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすること。

国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩み、他の国々や国際機関と相互に協力して取り組むこと。

【国・地方公共団体及び国民の役割※】

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む、男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのため、国に準じた施策に取り組む
- 地域の特性を生かした施策の展開

国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに寄与するよう努める

※「男女共同参画社会基本法」及び内閣府男女共同参画局ホームページより作成

【3】男女共同参画に関する社会の動き

1 国際的な動き

国連が女性の社会的地位の向上を目指して、昭和 50 年に宣言した「国際婦人年」を契機として、男女共同参画に向けて国際社会は大きく動き始めました。令和 2 年 3 月には、「第 64 回国連婦人の地位委員会」がニューヨークの国連本部で開催されるなど、女性の地位向上を目指した国際的な取組は継続して進められています。

一方で、令和元年 12 月に「世界経済フォーラム」が発表した、各国内の男女間の格差を数値化した「ジェンダー・ギャップ指数*」において、我が国は 153 か国中 121 位と、OECD 加盟国の中でも非常に低い順位となっています。

分野別でみると「教育」や「健康と生存」に関しては、一定程度の評価が得られているものの、「政治」や「経済活動」の分野では男女の格差が非常に大きく、国際的に見ても、男女共同参画において我が国が取り組む課題は多い状況にあります。

【ジェンダー・ギャップ指数】

(153 か国中の順位)	経済活動の 参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与	総合スコア
アイスランド(1 位)	0.839	0.999	0.968	0.701	0.877
ノルウェー(2 位)	0.798	1.000	0.972	0.598	0.842
フィンランド(3 位)	0.788	1.000	0.977	0.563	0.832
↓					
英国(21 位)	0.704	0.999	0.970	0.396	0.767
↓					
米国(53 位)	0.756	1.000	0.976	0.164	0.724
↓					
中国(106 位)	0.651	0.973	0.926	0.154	0.676
↓					
韓国(108 位)	0.555	0.973	0.980	0.179	0.672
↓					
日本(121 位)	0.598	0.983	0.979	0.049	0.652

資料: The Global Gap Report 2020

*イスイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指標のこと。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比率を基に算出する。ジェンダーとは、社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」など、画一的で多数派の性差意識(社会的性別)のこと。

2 国の動き

(1) 第5次男女共同参画基本計画の策定

国においては、平成 12 年に「男女共同参画社会基本法」に基づく「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、その後、数度の改定を経て平成 27 年 12 月には「第4次男女共同参画基本計画」を策定しています。さらに、令和 2 年 12 月には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。

「第5次男女共同参画基本計画」においては、経済や社会環境、国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として改めて以下の 4 つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

【第5次男女共同参画基本計画における目指すべき社会】

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

【参考／本計画と SDGs との関係】

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」です。

SDGs は、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールから構成され、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。

男女共同参画においては、これらの目標のうち、特に 5 番目の「ジェンダー平等を実現しよう」が関連する分野となっており、本計画では、このグローバルな視点も踏まえて策定します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 女性活躍推進法に基づく計画の策定

平成 28 年 4 月に施行された「女性活躍推進法」では、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供をはじめ、職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備、女性の職業生活と家庭生活との両立に関する本人の意思の尊重といった、3つの基本原則が示されています。

さらに、国においては同法に基づき、「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を策定しており、都道府県や市町村はこれらの基本方針等を勘案して、計画を策定することとされています。

(3) 政治分野における男女共同参画のより一層の推進

平成 30 年 5 月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国、地方公共団体の責務や目標などを定め、政治分野における男女共同参画のより一層の推進が図られています。

(4) 配偶者暴力防止に向けた取組の推進

平成 25 年の「DV 防止法」の一部改正により、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされました。

3 岡山県の動き

岡山県においては、令和2年度に「第5次おかやまウィズプラン」を策定しました。この計画では、「男女共同参画社会の基盤づくり」「男女の人権が尊重される社会の構築」「男女が共に活躍する社会づくり」からなる基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた14分野の重点目標と施策の方向が取りまとめられています。

【第5次 おかやまウィズプランの施策体系】

基本目標	重点目標
I 男女共同参画社会の基盤づくり	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し 2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進 3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進 4 男性にとっての男女共同参画の推進
II 男女の人権が尊重される社会の構築	5 男女間のあらゆる暴力の根絶 6 情報化社会における女性の人権の尊重 7 生涯を通じた女性の健康支援 8 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり
III 男女が共に活躍する社会づくり	9 政策・方針決定過程への女性の参画促進 10 地域社会における男女共同参画の推進 11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大 12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 13 女性のチャレンジ支援 14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

【1】計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（新見市男女共同参画基本計画）です。また、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（新見市女性活躍推進計画）、さらに、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（新見市DV防止基本計画）としても位置付けます。

なお、本計画は「第3次新見市総合計画」を踏まえるとともに、他の個別計画と連携した計画とします。

【本市における計画の位置付け】

根拠法

- 男女共同参画社会基本法
- 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）
- DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

国

- 男女共同参画基本計画
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

岡山県

- 岡山県男女共同参画の促進に関する条例
- おかやまウィズプラン
- 岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画

新見市

第3次新見市総合計画 「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいみ」

【主な関連施策】行政分野7 交流・コミュニティ

- 1 人権に対する正しい理解の醸成
- 2 人権課題への取組
- 3 男女共同参画社会の推進
- 4 結婚を応援する取組の充実

整合

連携
調整

整合

【本計画】
第4次にいみ男女共同参画プラン

関連他計画

【2】計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

【3】計画の策定体制

1 新見市男女共同参画審議会における審議

本計画の策定に当たっては、学識経験者をはじめ関係行政機関の職員、関係団体から推薦された人などから構成される「新見市男女共同参画審議会」に諮り、計画の原案や重要事項等を審議しました。

2 アンケート調査等の実施

計画の策定に当たり、本市在住の18歳以上の市民を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討するまでの基礎資料とする目的として、郵送によるアンケート調査を実施しました。

また、パブリックコメント（意見公募）を実施することにより、市民からの意見を広く募りました。

【1】統計でみる男女共同参画を取り巻く現状

1 人口等の現状

本市の人口は、令和2年3月末日現在 28,786 人であり、平成28年から約2,300人の減少となっています。1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成28年の2.41人から令和2年で2.27人となっています。

【人口・世帯数の推移】

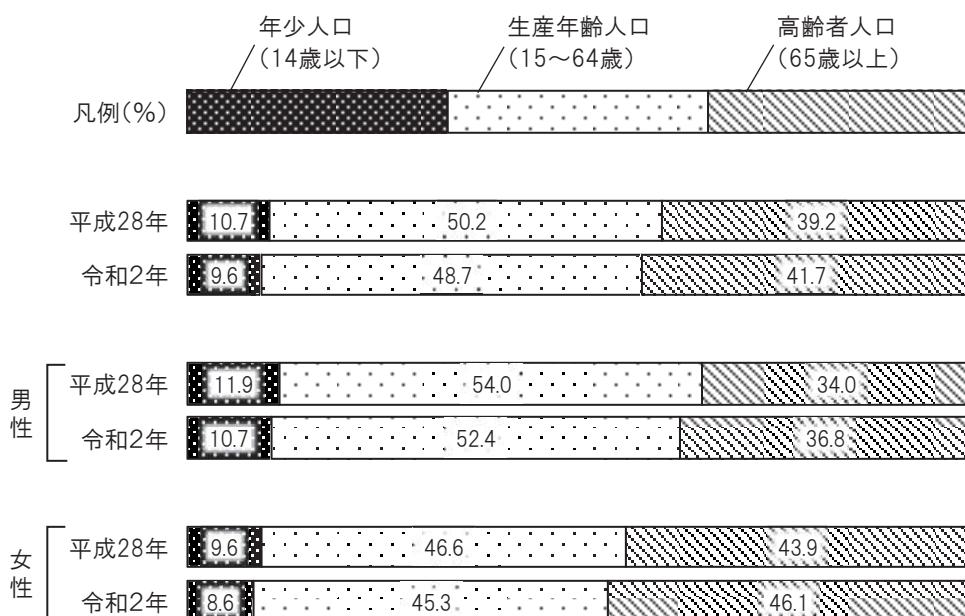
	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口(人)	31,098	30,583	29,953	29,286	28,786
世帯数(世帯)	12,889	12,857	12,765	12,677	12,706
世帯人員(人/世帯)	2.41	2.38	2.35	2.31	2.27

資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

本市の年齢別人口をみると、令和2年では「年少人口（14歳以下）」の割合が9.6%、「生産年齢人口（15～64歳）」が48.7%、「高齢者人口（65歳以上）」が41.7%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成28年の39.2%から令和2年で41.7%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、少子高齢化が進行している状況が見てとれます。

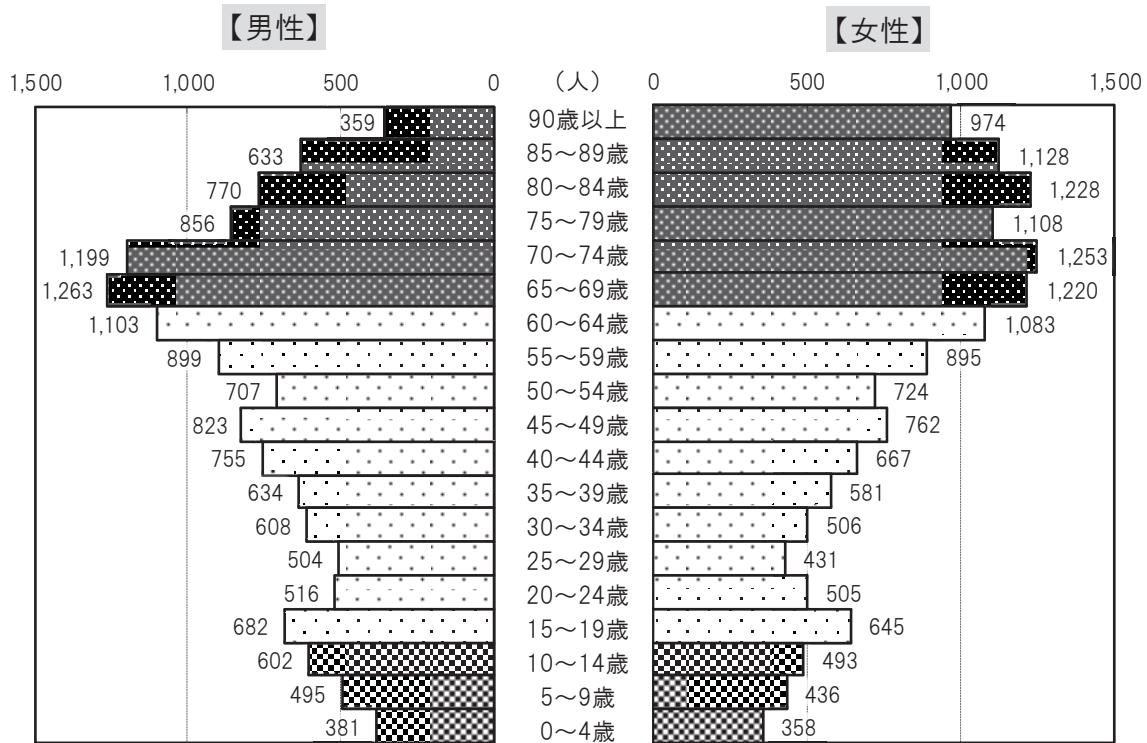
【年齢別人口構成比率】



資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

年齢を5歳階級別でみると、60歳代後半から70歳代前半が本市の人口のボリュームゾーンとなっており、75歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）】

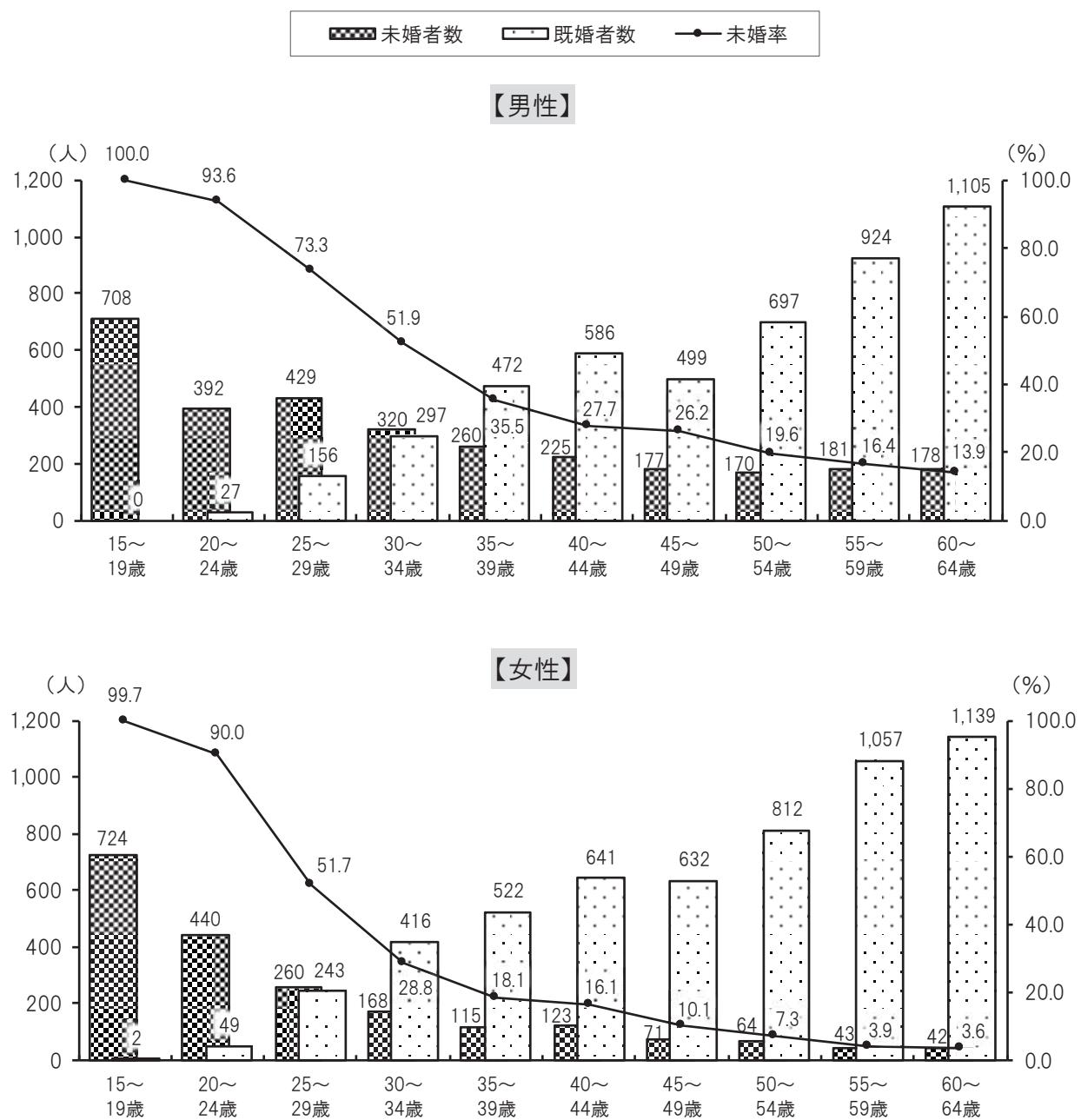


資料：住民基本台帳(令和2年3月末日現在)

2 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、30歳代前半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代後半になると大きく逆転することから、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。また、女性の場合は、30歳代前半から既婚者数が未婚者数を上回っており、全体的に晩婚化の傾向にあることが分かります。

【年齢別未婚者数と未婚率】

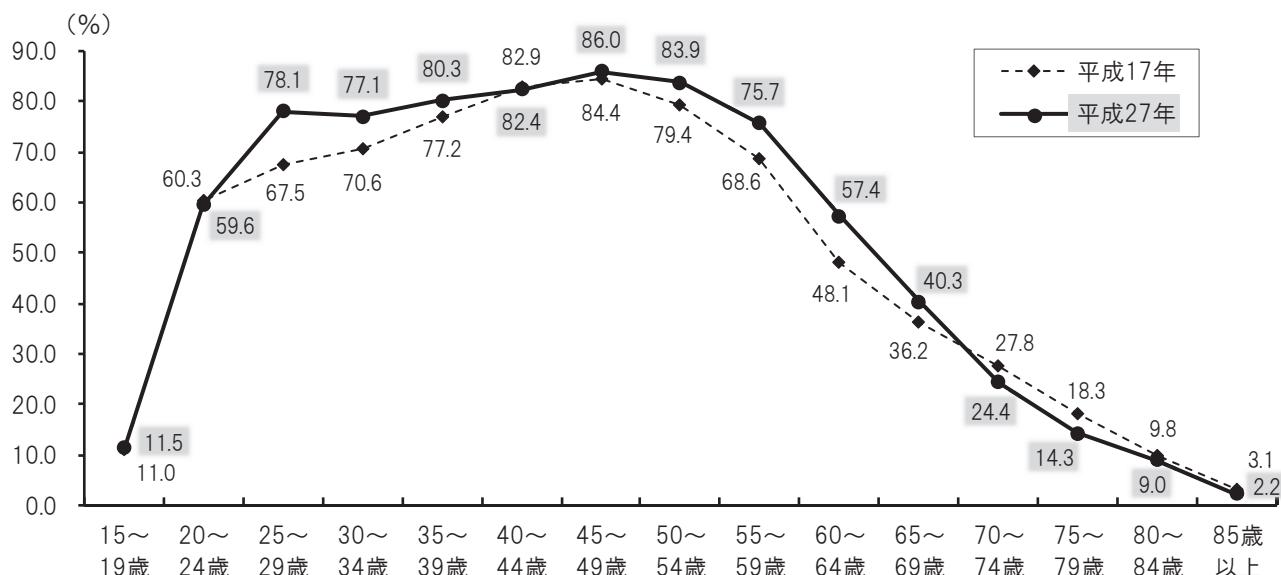


資料:国勢調査(平成 27 年)

3 女性の就業率

平成 27 年における本市の女性の就業率をみると、平成 17 年に比べ増加傾向にあり、結婚して子どもができても働き続ける女性が増えています。また、婚姻から子育て開始時期に一旦就業率が低下する「M字カーブ※」の傾向はみられず、平成 17 年に比べ緩やかな「台形」に変化しつつあります。

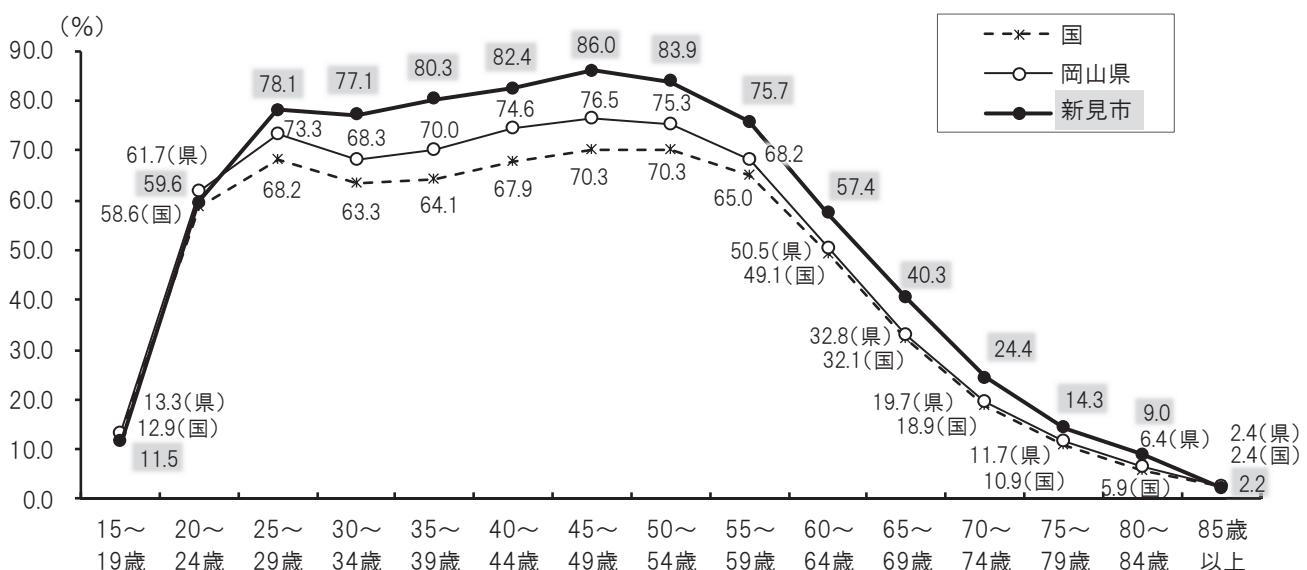
【女性の就業率（経年比較）】



資料：国勢調査

本市の女性の就業率は、岡山県や国の平均を大きく上回っています。

【女性の就業率（県・国比較）】



資料：国勢調査（平成 27 年）

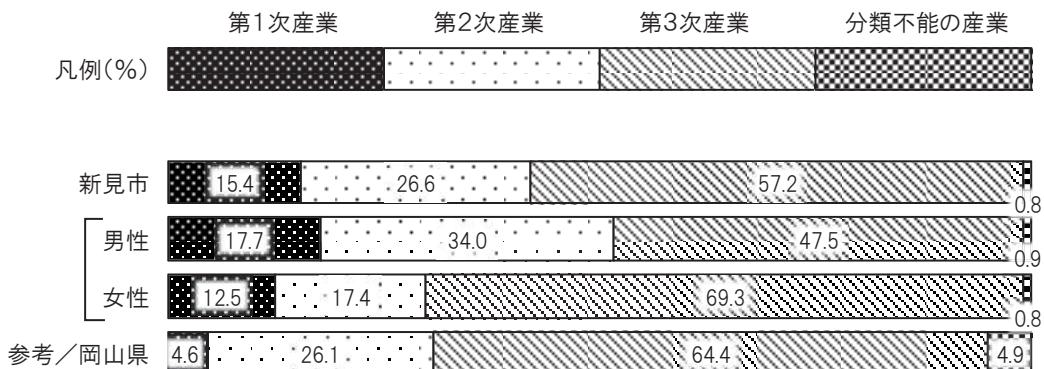
※【M字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳代前半を谷とし、20 歳代後半と 30 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になること。

4 産業別就業者構成比率

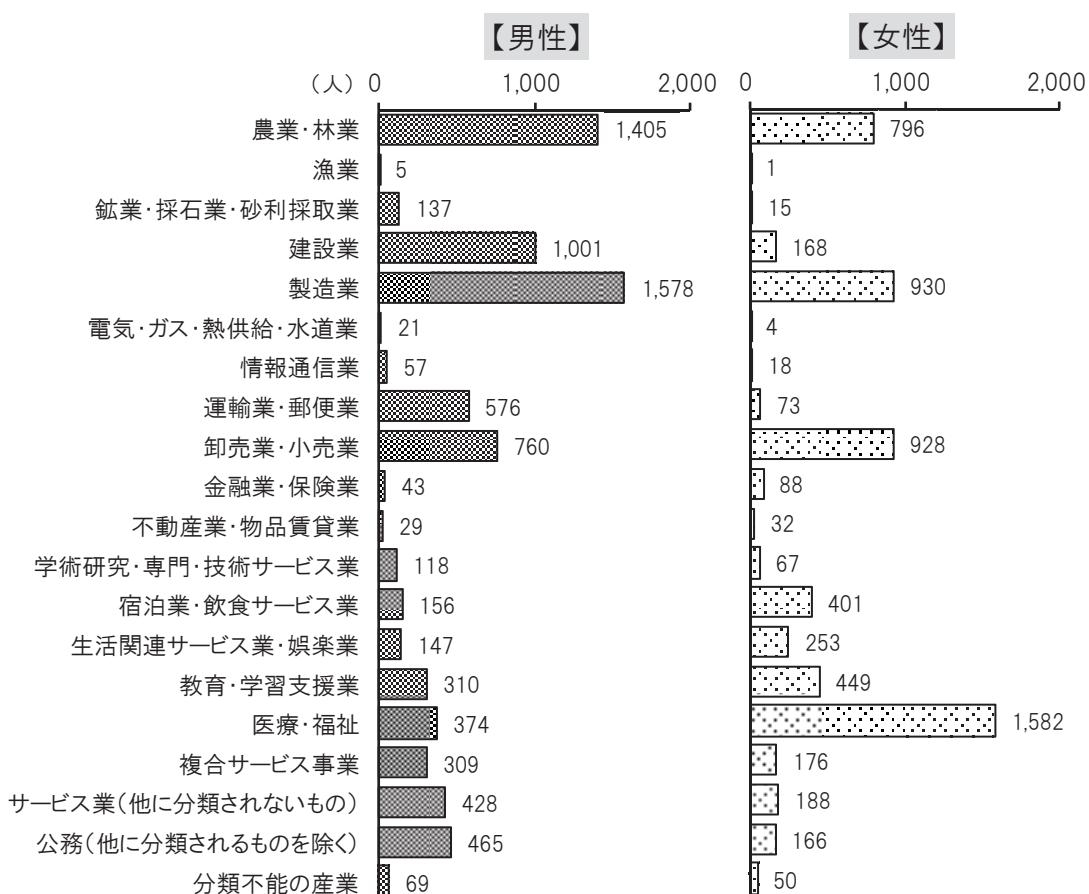
本市の産業別就業者構成比率をみると、平成 27 年では第 1 次産業の割合が 15.4%、第 2 次産業が 26.6%、第 3 次産業が 57.2% となっています。岡山県全体と比べ、第 1 次産業の割合が高く、第 3 次産業の割合が低くなっています。

産業大分類別就業者数をみると、男性は女性に比べ「農業・林業」「建設業」「製造業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比率】



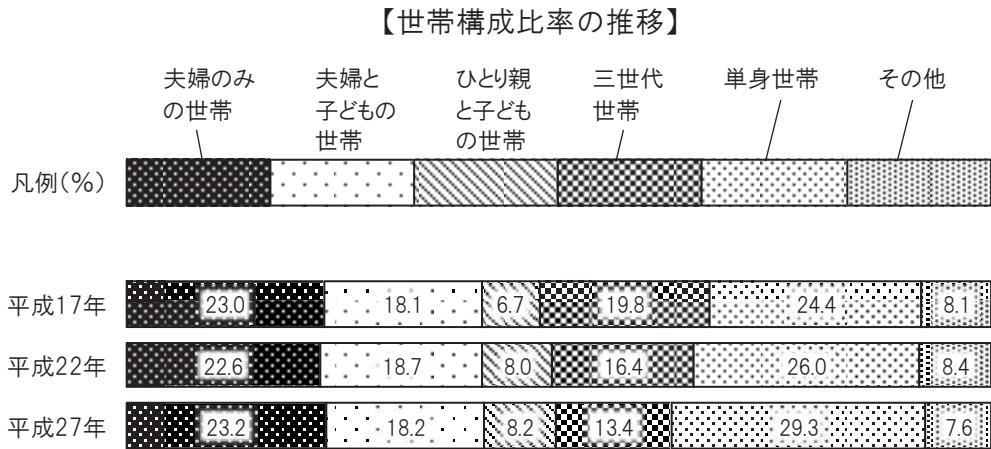
【産業大分類別 15 歳以上就業者数】



資料：国勢調査(平成 27 年)

5 世帯構成比率の推移

世帯構成について、平成 17 年から 5 年ごとの推移でみると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」などは増加で推移していますが、世帯人員が多い「三世代世帯」は減少傾向にあります。



資料:国勢調査

6 ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本市の 20 歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、平成 27 年では 128 世帯となっており、そのうち大半を母子世帯が占めています。

【ひとり親家庭の状況】(単位:世帯)

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
ひとり親家庭(合計)	117	152	128
母子世帯数	101(86.3%)	126(82.9%)	113(88.3%)
父子世帯数	16(13.7%)	26(17.1%)	15(11.7%)

資料:国勢調査

7 高齢者世帯の状況

本市の 65 歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、減少傾向にありますが、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯は増加しています。

【高齢者世帯数の推移】(単位:世帯)

	平成 22 年		平成 27 年		増減率 (%)
	世帯数	構成比率(%)	世帯数	構成比率(%)	
総世帯数	12,169	100.0	11,613	100.0	-4.6
65 歳以上の高齢者のいる世帯	7,565	62.2	7,341	63.2	-3.0
高齢者単身世帯	1,627	13.4	1,729	14.9	6.3
高齢者夫婦世帯	1,643	13.5	1,724	14.8	4.9
高齢者同居世帯	4,295	35.3	3,888	33.5	-9.5

資料:国勢調査

8 審議会等委員及び管理職に占める女性比率

本市の審議会等における女性委員の比率は27.5%と、岡山県市町村平均を下回っていますが、全国市区町村平均では上回っています。また、女性管理職の比率は26.2%と、全国市区町村平均や岡山県市町村平均を大きく上回っています。

【市審議会等女性委員及び市職員女性管理職（課長級以上）の割合】

	審議会等委員数※1			職員管理職※2		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職 割合(%)
岡山市	1,212	521	43.0	402	50	12.4
倉敷市	1,606	485	30.2	381	33	8.7
津山市	788	233	29.6	129	24	18.6
玉野市	275	80	29.1	75	7	9.3
笠岡市	670	291	43.4	56	6	10.7
井原市	370	133	35.9	62	8	12.9
総社市	904	261	28.9	71	13	18.3
高梁市	587	124	21.1	82	13	15.9
新見市	425	117	27.5	65	17	26.2
備前市	411	142	34.5	52	6	11.5
瀬戸内市	256	66	25.8	60	11	18.3
赤磐市	300	105	35.0	54	7	13.0
真庭市	484	127	26.2	94	26	27.7
美作市	300	82	27.3	62	5	8.1
浅口市	368	121	32.9	43	9	20.9
和気町	212	25	11.8	25	2	8.0
早島町	143	32	22.4	13	1	7.7
里庄町	192	47	24.5	12	1	8.3
矢掛町	333	80	24.0	12	2	16.7
新庄村	48	7	14.6	4	0	0.0
鏡野町	183	49	26.8	30	1	3.3
勝央町	210	45	21.4	14	2	14.3
奈義町	166	51	30.7	9	0	0.0
西粟倉村	55	7	12.7	6	0	0.0
久米南町	175	53	30.3	13	2	15.4
美咲町	149	35	23.5	22	4	18.2
吉備中央町	374	131	35.0	27	11	40.7
岡山県市町村平均	—	—	30.8	—	—	13.9
全国市区町村平均	—	—	26.8	—	—	15.3

※1:地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

※2:課長級以上の職員への登用状況

資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(平成31年4月1日現在)

【2】第3次プランの取組内容からみる課題

本市では、第3次プランに基づき、男女共同参画を推進するための啓発活動や講座などの取組をはじめ、様々な事業を実施してきました。それらの取組は、広報や啓発だけでなく学校教育や生涯学習分野、商工・労働分野、保健・福祉分野など多岐にわたります。

本市では、これらの取組について、毎年度、点検・評価を行い、その進捗状況から問題点や課題を抽出し、その後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第3次プランの計画期間における事業進捗状況の点検・評価結果を踏まえた、今後の課題を整理しました。

【第3次プラン（平成28年度から令和2年度）の施策体系】

基本目標	重点目標
I あらゆる分野への男女共同参画の促進	1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進 2 家庭生活と地域社会への男女共同参画の促進 3 国際化社会に対応する男女共同参画の推進
II 男女共同参画社会に向けての意識づくり	1 男女共同参画の視点での社会制度・慣行の見直し 2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実 3 新見市男女共同参画プラザの充実 4 男女共同参画を推進する市民団体との協働
III 男女共同参画社会のための働く環境づくりや仕事と生活の調和	1 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 3 家族経営的な職業における男女共同参画の確立
IV 男女の人権が尊重される社会づくり	1 メディアにおける人権の尊重 2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 3 生涯を通じた健康等の支援 4 複合的な困難を抱える人への支援

基本目標 I

あらゆる分野への男女共同参画の促進

重点目標 1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進（新見市女性活躍推進計画）

【これまでの主な取組内容】

- 審議会等委員や農業委員における女性の積極的な登用を促進するため、各課への要請や意識の醸成を図りました。
- 女性職員や教職員の積極的な採用を行うとともに、管理職への登用に努めました。また、能力開発につながる研修の積極的な受講を促進しました。
- 岡山県男女共同参画推進センターから女性の人材情報を収集し、講座などの講師を選定する際の参考にしました。
- 岡山県男女共同参画推進センターや市町が主催するゼミナールや講座等について、新見商工会議所等関係機関に紹介しました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題※

- 令和2年4月1日現在、審議会等委員の女性比率は28.0%、農業委員は3.6%であり、今後も登用促進への努力が必要です。
- あらゆる意思決定過程に男女が平等に参画できる機会を確保し、女性活躍の機会を充実することが必要です。

※継続して取り組む内容も含む。（以下同様）

重点目標 2 家庭生活と地域社会への男女共同参画の促進

【これまでの主な取組内容】

- 親子で参加できるイベントをはじめ、各種行事等への男性の参加を促進するとともに、各種研修会やにいみ福祉フォーラムを開催し、男性の学習機会への参加を促進しました。
- 男性料理教室を開催し、男女が共に学び活動できる機会づくりに努めました。
- スポーツ少年団や地域の青少年育成団体等の会議等で、男女共同参画の意義や考え方を広報するとともに、親子料理教室など親子で取り組める男女共同参画社会に向けての意識づくりに努めました。また、「にいみクリーンアップECO運動」を実施し、男女が協力して地域の美化活動へ取り組む体制づくりを進めました。
- 防災士資格の取得について、市ホームページなどで周知するとともに、機能別消防団員や女性消防団員の充実を図るため、説明会や研修会を開催しました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 育児や介護等の家庭生活、地域ボランティア等の社会活動に、男女が共に参画できる環境づくりを進めることができます。
- 災害時における男女のニーズの違いなどに配慮するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に取り組む必要があります。

重点目標3 国際化社会に対応する男女共同参画の推進

【これまでの主な取組内容】

- A L T*（外国語指導助手）を通して、幼児・児童・生徒の国際理解教育を進めるとともに、多様な価値観や文化への理解促進を図りました。
- 英語や中国語の講座を開催し、国際感覚を養うとともに、多文化共生への理解を深めました。

*【ALT(Assistant Language Teacher)】小中学校や高校の児童・生徒を対象に、英語の発音や国際理解の向上を目的とした教育を行うため、学校に配置され、授業の補助を行う外国語を母国語とする「外国語指導助手」のこと。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 国際社会における女性問題や男女共同参画について理解するため、国際交流の推進や多文化共生の理解促進が必要です。

基本目標Ⅱ

男女共同参画社会に向けての意識づくり

重点目標1 男女共同参画の視点での社会制度・慣行の見直し

【これまでの主な取組内容】

- 各種講演会や出前講座などを開催し、学習機会を提供するとともに、多様な媒体を活用した広報活動を行い、男性の参加を促進しました。
- 若い世代を対象とした講演会や出前講座をはじめ、様々な機会を通じて、啓発活動を推進しました。
- 職員の能力や業績を公正・公平に評価できるよう、性別にとらわれない市職員や教職員の人事評価制度の運用を図りました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 社会におけるあらゆる事柄について、男女共同参画の視点で見直し、様々な機会を通じて意識啓発を行うことが必要です。
- 男女共同参画意識の醸成を図るために講座等について、男性や若者世代向けの参加を促進することが必要です。

重点目標2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

【これまでの主な取組内容】

- 幼稚園や小中学校等の教職員が、男女共同参画の意識を持って教育活動を行えるよう、人権問題等に関する研修を実施しました。
- 小中学校において、男女が相互の人格を尊重し相手の立場を理解し、助け合う人間形成を図るための学習機会を設けました。
- 公民館をはじめ、あらゆる学習の場で人権意識の高揚を図るため人権学習講座を開催しました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 人権意識の高揚と男女共同参画の意義を理解し、その実践を推進する学校教育や社会教育の充実が必要です。
- 男女が共に、本人の意思に基づいた多様な生き方を選択できる考え方や能力を伸ばせるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育や生涯学習の推進が必要です。

重点目標3 新見市男女共同参画プラザの充実

【これまでの主な取組内容】

- 市の広報紙やホームページをはじめ、ケーブルテレビでの番組放送やインターネット動画掲載を活用して、新見市男女共同参画プラザの周知を図りました。
- 新見市男女共同参画プラザを市民団体（にいみフォーラム）の活動場所として提供しているほか、相談員も企画などの活動に参加しました。
- DVに関する相談等を受け付け、関係機関と連携して対応するとともに、相談員向けの研修などへ積極的に相談員を派遣しました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 「新見市男女共同参画プラザ」の利用を促進するため、今後も一層の周知を図るとともに、男女共同参画社会実現のために活動する団体への支援や相談支援体制の充実が必要です。

重点目標4 男女共同参画を推進する市民団体との協働

【これまでの主な取組内容】

- 市民団体（にいみフォーラム）と協働して事業を実施するとともに、公民館などの学習の場で、人権意識の高揚を図るための取組を実施しました。
- 市民団体が事業を開催するときに情報提供や助言などを行うとともに、女性グループを中心とした「新見もったいない市」や「にいみ雛まつり」の活動について、ポスターやチラシを活用した周知活動を行いました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 誰もが男女平等意識の大切さを認識できるよう、男女共同参画社会の実現のために活動する市民団体との協働を推進することが必要です。

基本目標Ⅲ	男女共同参画社会のための働く環境づくりや仕事と生活の調和（新見市女性活躍推進計画）
-------	--

重点目標1 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

【これまでの主な取組内容】

- 広報紙やホームページ、啓発ポスター・チラシ等を活用し、男女雇用機会均等法等、関係法令の周知や企業等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進を図りました。
- キャリアアップ講座の広報に努めるとともに、女性が代表を務める各種団体に対して相談支援や情報提供等を行いました。
- 仕事を持つ妊産婦に「母性健康管理指導事項連絡カード」の説明を行い、女性の妊娠や出産時の健康管理の重要性について、知識の普及を図りました。
- 岡山県の女性創業サポートセンターの事業について、広報や啓発に努めるとともに、創業相談への対応や女性創業セミナーの周知を図りました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 男女の雇用機会均等に向けた取組を企業等に働きかけるとともに、誰もが安心して働き生活できるよう、労働関係機関との連携の強化が必要です。
- 起業家への事業支援や女性による新たなビジネススタイルの実現を支援し、産業の創出や雇用の確保に努めることが必要です。

重点目標2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【これまでの主な取組内容】

- 多様なニーズに応じた保育サービスを提供するとともに、放課後児童クラブの支援など、子育て支援サービスの充実を図りました。
- 育児・介護休業制度について周知、啓発を図るとともに、育児・介護と仕事の両立のための情報提供や支援に努めました。
- 市職員の育児休業や短期介護休暇、子どもの看護休暇の取得について、広報や周知に努め、休暇を取得しやすく復帰しやすい環境の整備に努めました。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護保険事業を円滑に運営するとともに、寝たきりや認知症高齢者を在宅で介護している介護者の支援に努めました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けて、意識の醸成や育児・介護休業などの取得促進、男性の家事や育児への参画促進、働く場における意識や慣行のより一層の改善が必要です。
- 男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活を両立できるよう、子育て支援や介護サービスの充実、育児・介護を行う労働者の就業条件の整備、家庭や地域社会における男女共同参画の推進が必要です。

重点目標3 家族経営的な職業における男女共同参画の確立

【これまでの主な取組内容】

- 農家世帯における家族経営協定の締結を促進するとともに、女性の「岡山県農業士」認定の継続を依頼するなど、女性の参画を促進しました。
- 女性が農業委員に任命される意識の醸成を図るとともに、「おかやま女性農業委員会」の会議等に参加し、情報交換に努めました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 女性が果たしている役割に見合う評価を受け、自らの意志によって対等なパートナーとして経営に参画し、一人の労働者として権利が確保できるよう、今後も家族経営協定の締結に向けた啓発や締結への支援が必要です。

基本目標IV

男女の人権が尊重される社会づくり

重点目標1 メディアにおける人権の尊重

【これまでの主な取組内容】

- メディア・リテラシー※への取組として、児童・生徒を対象とした情報モラルなどの指導をはじめ、全中学校生徒会や各小中学校PTA役員を対象とした新見市スマホサミットの開催を行うなど、ネット上のいじめに関する研修を推進しました。
- 市が実施する各種広報について、性別にとらわれない表現や、市ホームページ等のインターネットでの広報を行う際は、肖像権や著作権問題に十分配慮するよう周知を図りました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 男女共同参画やメディア・リテラシー意識の醸成、主体的に情報を選択できる能力の向上など、市民への継続的な人権意識の醸成に向けた取組が必要です。
- 市の発行する刊行物等において、男女共同参画に配慮した視点での表現に努めることが必要です。

※【メディア・リテラシー】テレビ番組や新聞記事など、メディアからのメッセージを正しく読み解く能力のこと。

重点目標2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

(新見市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画)

【これまでの主な取組内容】

- 相談支援体制の充実を図るとともに、行政や教育の場で各種ハラスメント行為が発生しない職場づくりを推進しました。
- 「岡山県男女共同参画推進月間」「女性に対する暴力をなくす運動期間」における啓発活動の強化や広報番組の放送、市ホームページへの掲載などを行い、周知に努めました。

- 青少年の健全育成に向け、防犯パトロール車（青パト）による市内パトロールの実施など、地域社会の環境浄化を推進しました。
- 関係各課が連携して被害者情報の保護を徹底するとともに、新見市男女共同参画プラザで受けた相談について、関係機関以外に伝わらないよう情報管理を徹底しました。
- 関係機関と連携して、児童虐待防止の啓発活動を行うとともに、虐待を受けている子どもの情報共有や支援を実施しました。
- 関係機関と連携して、高齢者や障がい者の虐待防止に努めるとともに、早期発見、早期対応ができる体制を整備しました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- あらゆる暴力を許さない継続的な意識づくりの推進が必要です。
- 被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、関係機関との連携を図り、被害者の救済や保護、自立支援等により、効果的な被害者支援に取り組むことが必要です。

重点目標3 生涯を通じた健康等の支援

【これまでの主な取組内容】

- HIVやエイズに関する教育、薬物乱用防止教室を全ての小中学校で実施するとともに、保健学習において、禁酒や禁煙についての正しい知識の普及・啓発に努めました。
- 市内の高校生を対象とした妊よう性*講座を行い、妊娠・出産について正しい知識の普及、啓発に努めました。
- 各種健診やがん検診、おでかけ健康教室、にいみロコモ体操の実践や指導などを実施し、市民の生活習慣病の予防や健康に対する正しい知識の普及、健康増進に努めました。
- 妊婦健康診査や乳児健康診査などを実施するとともに、個々に合った支援内容を明らかにした上で、関係機関が支援方針を共有するケース会議を実施しました。また、不妊・不育に対する支援について周知を図りました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 思春期や更年期における健康やHIVやエイズなどの性感染症の問題について、正しい知識の普及・啓発に努めることが必要です。
- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、妊娠・出産に対する不安の軽減を図ることが必要です。
- 男女がお互いにそれぞれの身体の特性を十分に理解し、生涯を通じて健康が保持できるよう、健康支援に努めることが必要です。

*【妊よう性】妊娠するための力、あるいは妊娠のしやすさのこと。妊娠するためには、精子と卵子だけでなく、生殖器や内分泌の働き等も重要であることから、妊よう性は男性にも女性にも関わることとして位置付けられる。「妊よう性講座」は、妊娠、出産のための正しい知識を身に付け、妊娠や出産の適正な時期やライフプランを設計することの大切さについて、理解を促進するための講座のこと。

重点目標4 複合的な困難を抱える人への支援

【これまでの主な取組内容】

- 高齢者の社会参加活動・学習活動の支援や多様な就業機会の確保に努めるとともに、複合的な問題を抱える高齢者への継続的な支援を実施しました。
- 障がい者の自立支援を図るとともに、福祉事業所展などでバリアフリーについての啓発活動を実施しました。
- ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、情報の提供や支援を実施するとともに、放課後児童クラブの運営や児童・生徒の健全育成を支援しました。
- 性同一性障がい（性別違和）に関する正しい知識の普及に努めるとともに、児童・生徒に対する相談体制の充実に努めました。
- 在住外国人が安心して暮らせるよう、外国人向けの生活情報や行政サービス情報の提供に努めました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 様々な困難な状況に置かれている市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、雇用促進や啓発活動、経済面や生活面での相談対応、情報提供など多面的な支援が必要です。

【3】アンケート等から読み取れる現状と課題

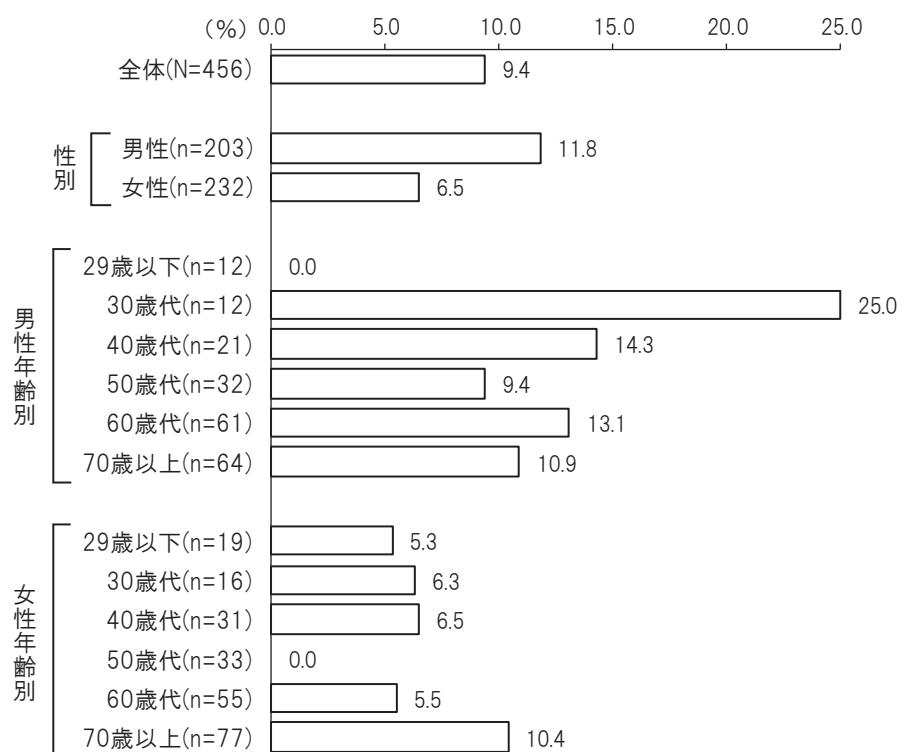
【調査の概要】

調査対象	18歳以上の市民
調査期間	令和2年6~7月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
配布数	1,000件
有効回収数	456件
有効回収率	45.6%

1 男女の役割分担と平等意識について

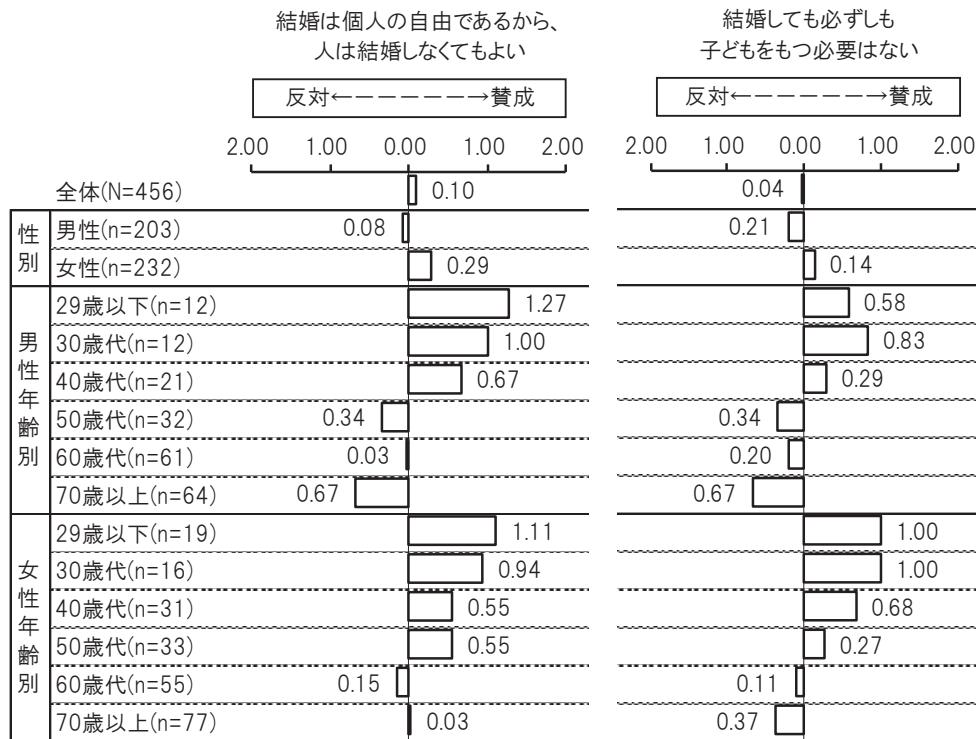
○「男は仕事、女は家庭」への賛成意識は、全ての世代で男性が女性を上回っており、女性では70歳以上で賛成意識が高くなっている。

【「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する賛成（同感する）割合】



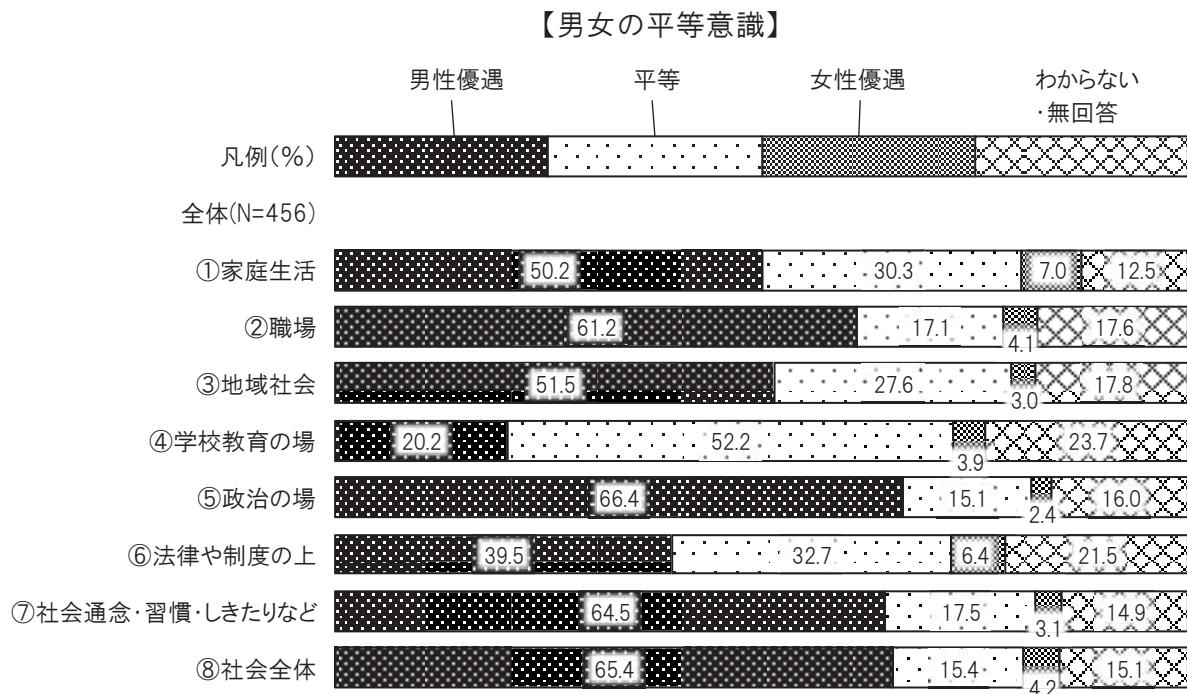
- 「結婚は個人の自由であるから、人は結婚しなくてもよい」や「結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない」という考え方については、男性に比べ女性で「賛成意識」が高く、男女共に若い年齢層ほど「賛成意識」が高い傾向にある。一方で、男女共に年齢が上がるほど「反対意識」が高い傾向にある。

【男女の結婚観について（平均評定値※）】



※【平均評定値】「賛成」「反対」に2点、「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」に1点、「どちらともいえない」に0点の係数をそれぞれの回答件数に乘じ、加重平均して算出した値で、グラフ上では0を中心として左側が反対、右側が賛成を示す指標である。

○男女の平等意識については、全ての分野において「男性優遇意識」が強い。特に「職場」「政治の場」「社会通念・習慣・しきたりなど」「社会全体」で目立っている。一方、「学校教育の場」では比較的「平等意識」が高い。



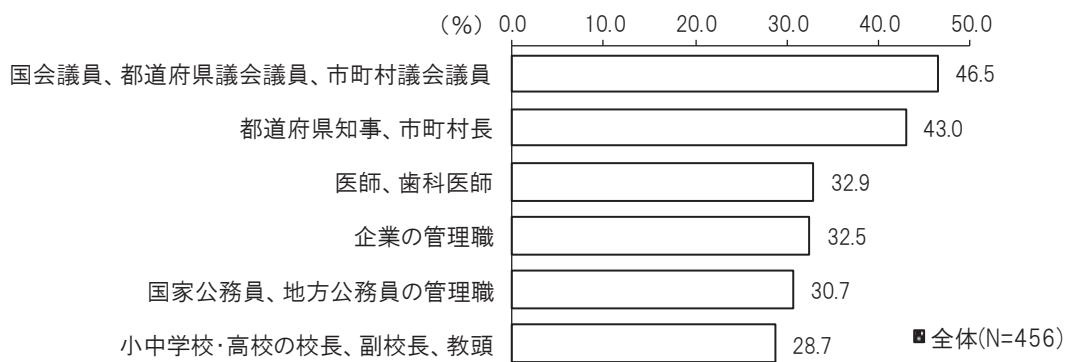
【今後の課題】

- 「男は仕事、女は家庭」に代表される「固定的な性別役割分担意識」を払拭する継続的な啓発が必要です。
- 人権の尊重と、男女がお互いに認め合い尊重し合いながら、協力して男女共同参画社会を実現するための、継続的で誰でも分かりやすい意識啓発が必要です。
- 保育・教育の場をはじめ、幅広い年齢層を対象とした生涯学習の場など、意識の醸成を目的とした学習機会の充実が必要です。
- 啓発活動に当たっては、性別や年齢に応じた情報発信方法など、効果的な啓発方法の検討が必要です。

2 政策・方針決定過程における女性の活躍について

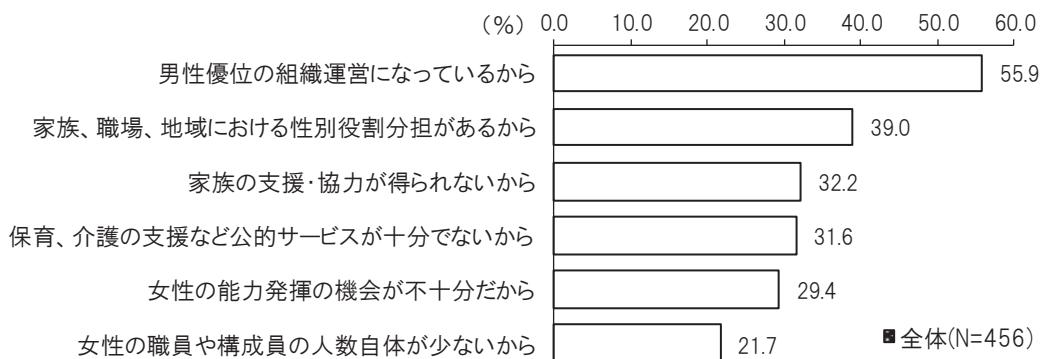
○女性の参画を進めるべき職種等については、「国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員」が最多で、このほか「都道府県知事、市町村長」「医師、歯科医師」「企業の管理職」の順となっている。

【女性の参画を進めるべき職種等（上位項目抜粋）】



○政策・方針決定過程に女性が少ない理由として、「男性優位の組織運営になっている」をはじめ、「家族、職場、地域における性別役割分担がある」「家族の支援・協力が得られない」「保育、介護の支援など公的サービスが十分でない」などが上位に回答されている。

【政策・方針決定過程に女性が少ない理由（上位項目抜粋）】



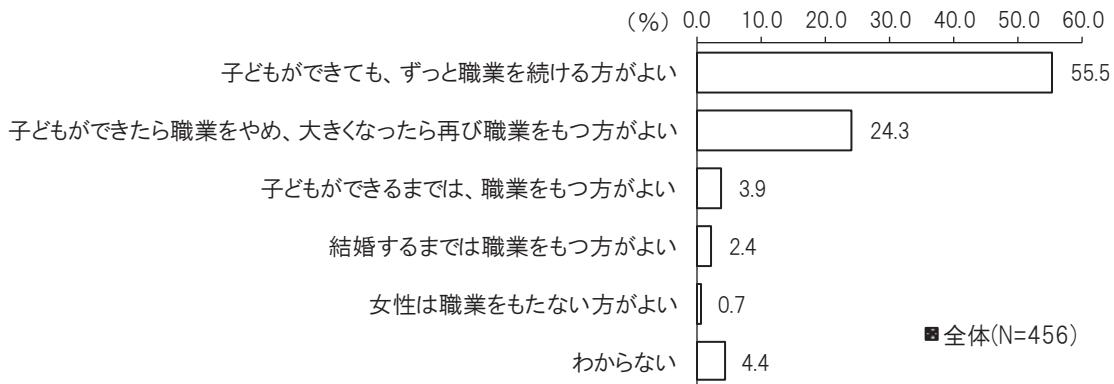
【今後の課題】

- 女性の活躍促進に向けた男性の意識の改革、女性の意識改革の促進が必要です。
- 府内における審議会等の女性の積極的な登用に加え、職員の管理職への登用に関しては、性別にとらわれない評価が必要です。

3 仕事と家庭について

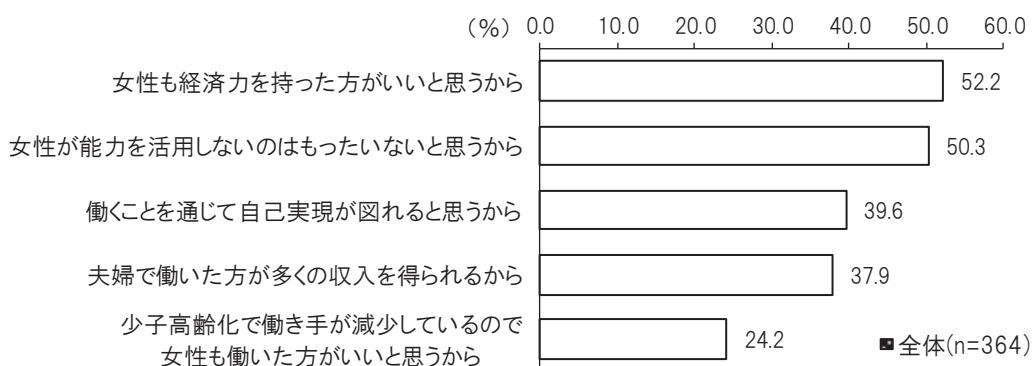
○女性の就労については、「子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい」とする考え方が最多で、次いで「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が続いている、継続的な就労ニーズがうかがえる。

【女性の就労について】



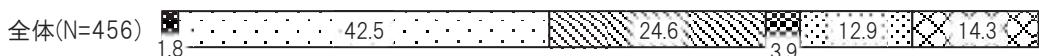
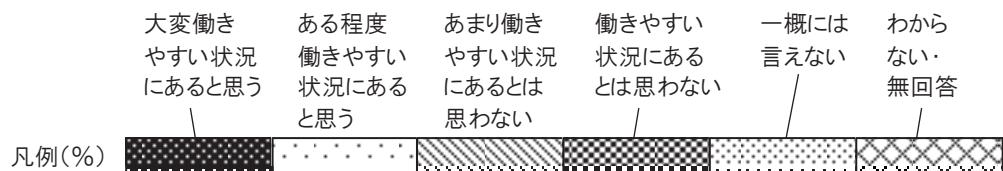
○女性が仕事を続ける方がよい理由としては、「女性も経済力を持った方がいい」「女性が能力を活用しないのはもったいない」が上位に回答されている。

【女性が仕事を続ける方がよい理由（上位項目抜粋）】

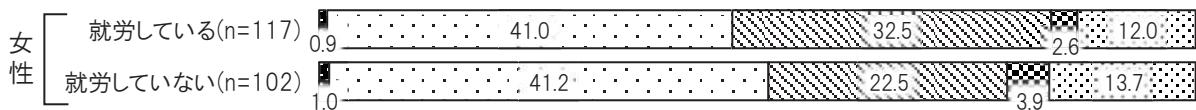
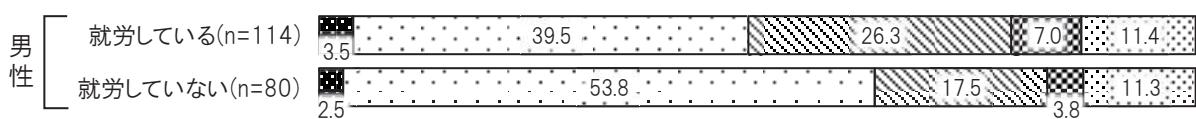


○女性の働きやすさについては、4割以上が「働きやすい」と回答している一方、約3割が「働きやすいとは思わない」と回答している。「あまり働きやすい状況にあるとは思わない」の回答では、男女共に就労している人の方が多い。

【女性の働きやすさ】

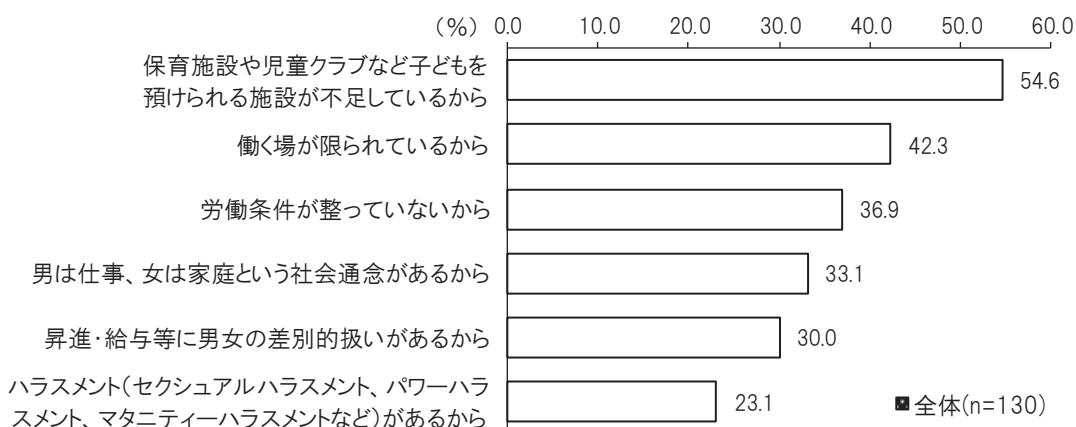


【就労状況別】



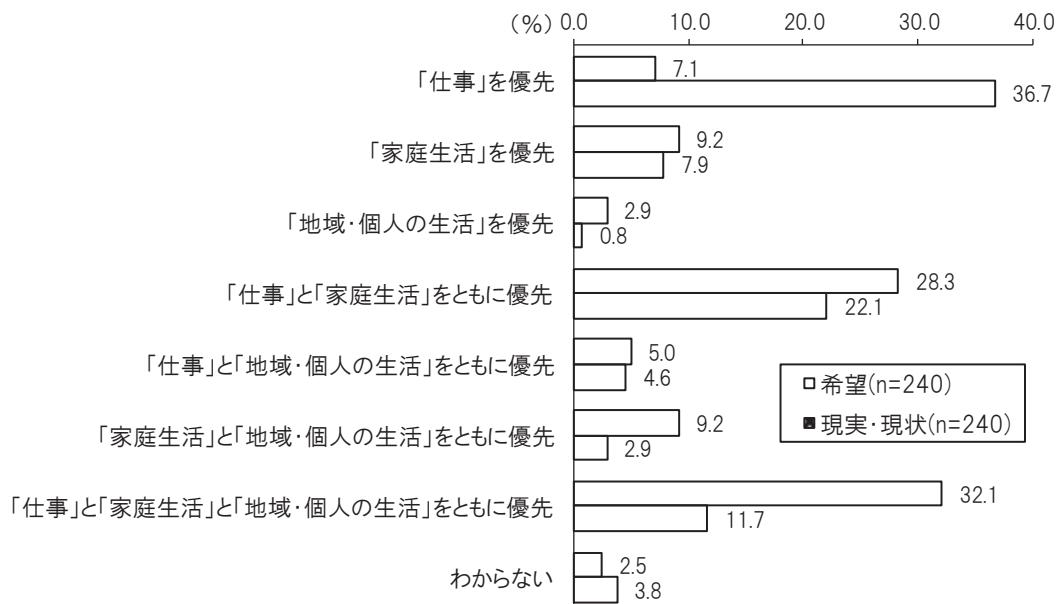
○女性が働きやすくない理由としては、「子どもを預けられる施設が不足」が最多で、次いで「働く場が限られている」「労働条件が整っていない」などが続いている。

【女性が働きやすくない理由（上位項目抜粋）】



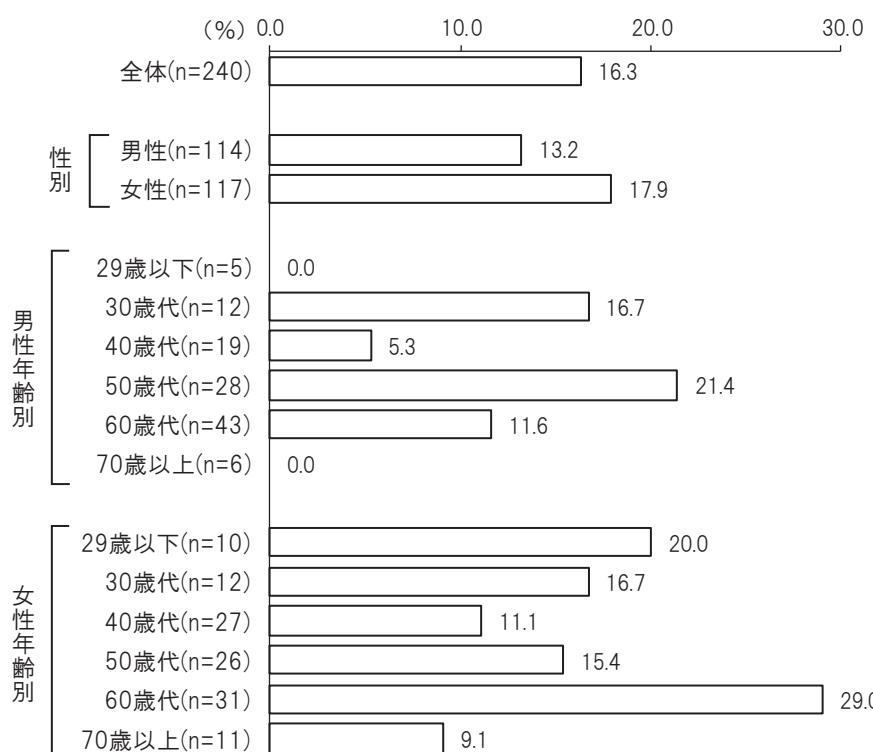
○仕事や家庭生活等の優先度については、現状では「仕事を優先」の割合が最も高いが、今後の希望としては「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」の割合が高い。

【仕事や家庭生活等の優先度】



○ワーク・ライフ・バランスが「とれていると思う」人は、男性に比べ女性で多く、特に女性の60歳代で目立っている。

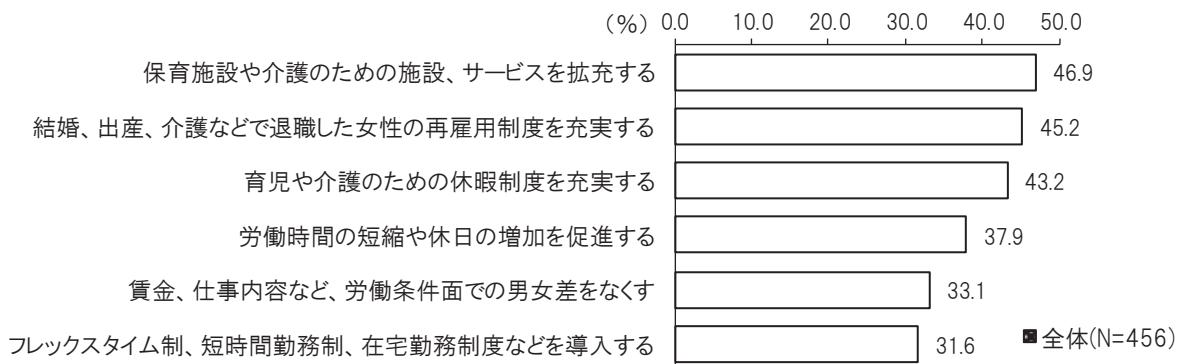
【ワーク・ライフ・バランスが「とれていると思う」割合】



注:件数(n=)が10未満の項目については、参考値として参照

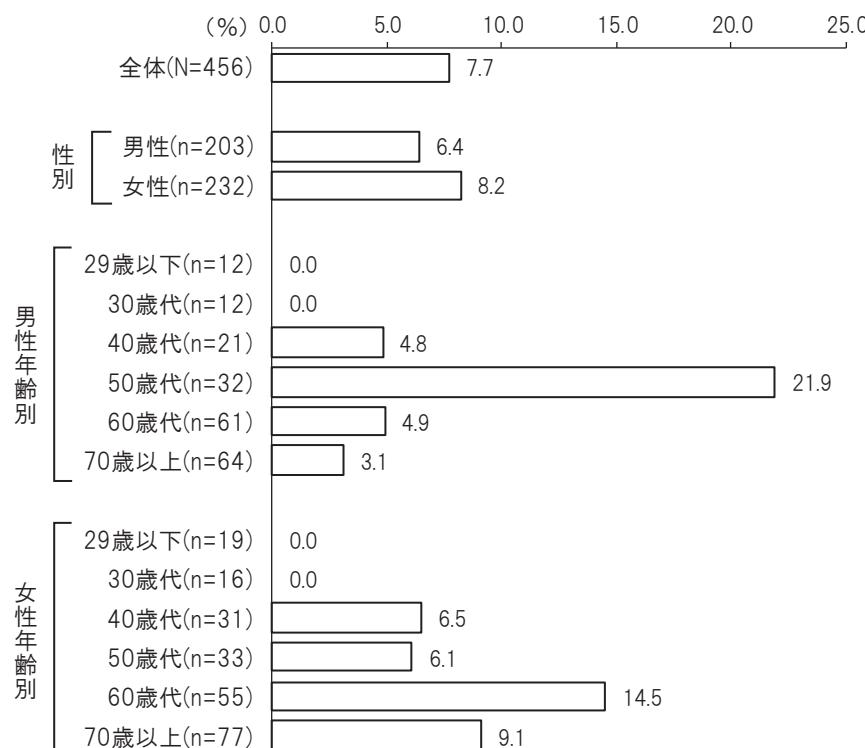
○ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、「保育施設や介護のための施設、サービスの拡充」をはじめ、「結婚、出産、介護などで退職した女性の再雇用制度の充実」「育児や介護のための休暇制度の充実」などが求められている。

【ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと（上位項目抜粋）】



○家族の介護を「女性がすることはやむをえない」と思う人は、男性に比べ女性でやや多く、特に男性の50歳代や女性の60歳代で多くみられる。

【家族の介護は「主に女性がすることはやむをえない」と思う人の割合】



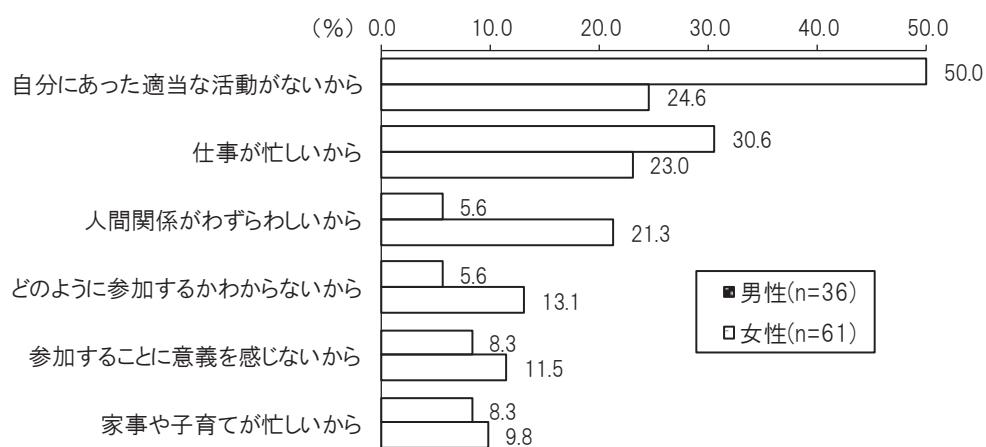
【今後の課題】

- 男女が共に育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備をはじめ、労働時間短縮など柔軟な働き方の促進に向けた、事業所等への働きかけが必要です。
- 雇用や就業における、女性のニーズに応じた就業の継続や再就職支援など、関係機関と連携した支援が必要です。
- 「ワーク・ライフ・バランス」についての分かりやすい周知、啓発をはじめ、実践に向けた具体的な啓発活動や企業等への働きかけが必要です。

4 地域活動への参加状況

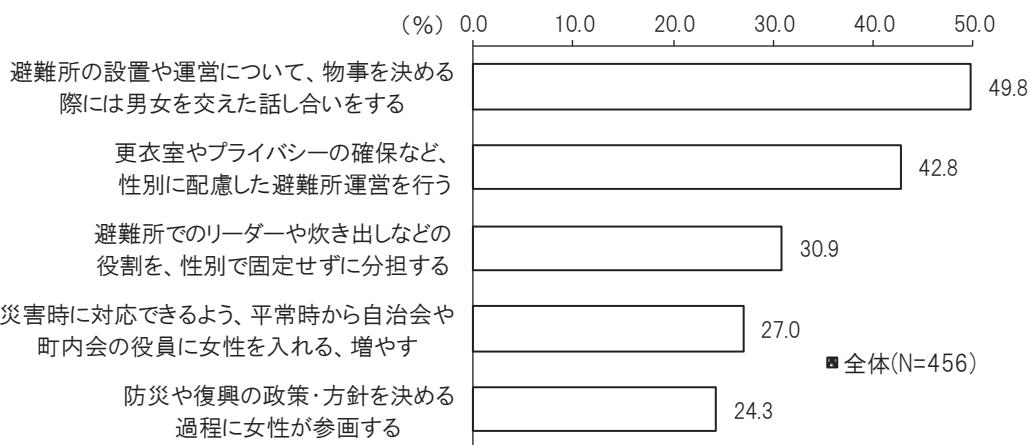
○地域活動に参加していない人は約2割みられ、その理由として男性では「自分にあった適當な活動がないから」、女性では「人間関係がわづらわしいから」の回答が多い。

【地域活動に参加していない理由（上位項目抜粋）】



○性別に配慮した防災・災害対応については、「避難所の設置や運営について、物事を決める際には男女を交えた話し合いをする」をはじめ、「更衣室やプライバシーの確保など、性別に配慮した避難所運営を行う」などが必要とされている。

【性別に配慮した防災・災害対応について（上位項目抜粋）】



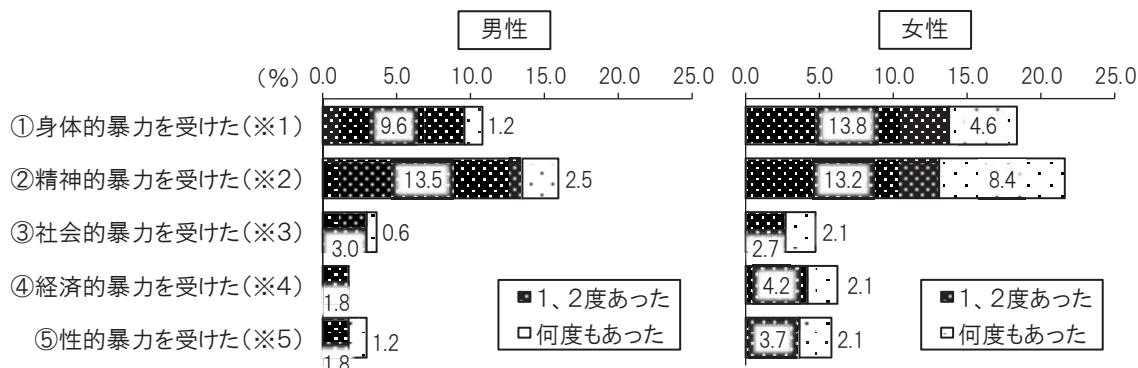
【今後の課題】

- 性別にかかわらず、地域おこしやまちづくりなど様々な地域活動に、誰もが参画しやすい地域社会づくりが必要です。
- 防災対策への女性の視点やニーズの反映が必要です。

5 男女間における暴力等の防止について

○配偶者からDV等を受けた経験については、男女共に「身体的暴力」や「精神的暴力」を1、2度受けた経験が多く、特に女性で「精神的暴力」を何度も受けた経験が男性を上回っている。

【配偶者からDV等を受けた経験】



※1:なぐったり、けつたり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体的暴力を受けた

※2:人格を否定するような暴言、脅迫やおどし、何を言っても無視するなど精神的暴力を受けた

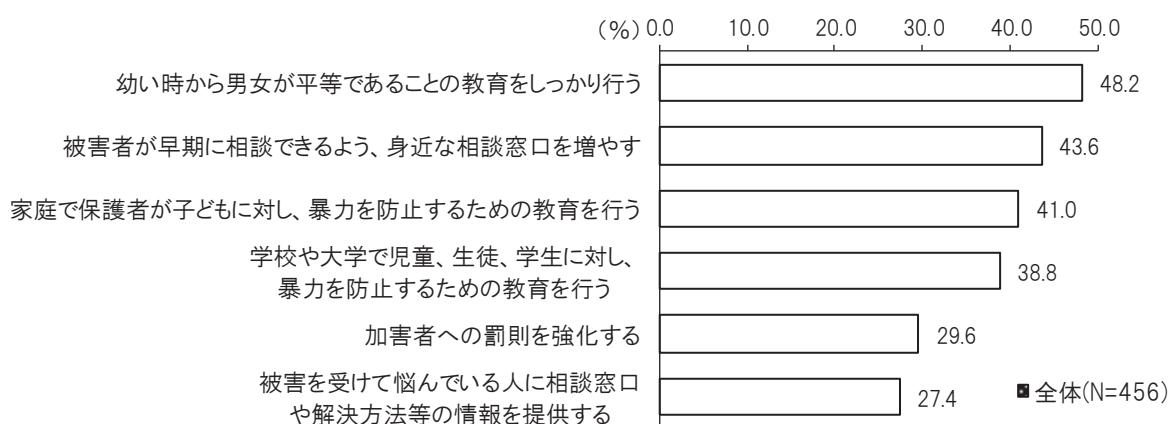
※3:友人や家族に会わせない、外出させない、電話・電子メール等をチェックするなどの社会的暴力を受けた

※4:生活費を渡さない、借金を強いる、収入を取り上げる、外で働くことを妨げるなどの経済的暴力を受けた

※5:見たくないのにアダルトビデオ等を見せられたり、嫌がっているのに性的行為を強要したり、避妊に協力しないなどの性的暴力を受けた

○男女間における暴力を防止するためには「幼い時から男女が平等であることの教育」をはじめ、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」ことなどが必要とされている。

【暴力を防止するためには必要な取組（上位項目抜粋）】



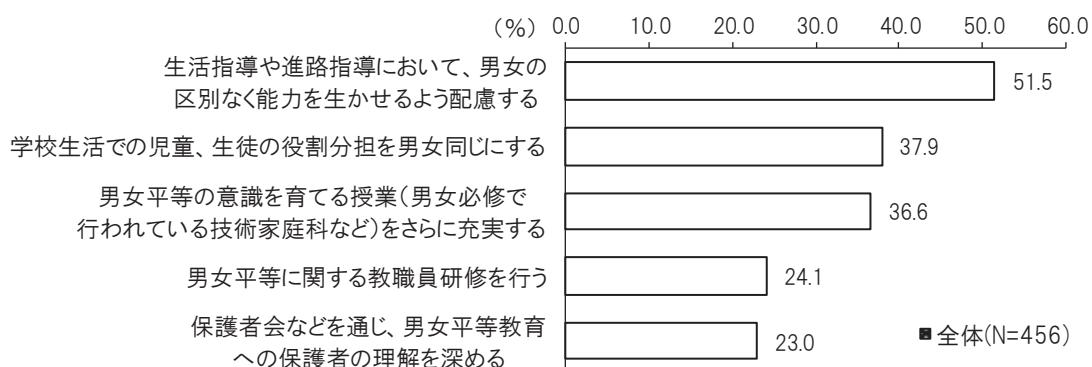
【今後の課題】

- DV防止のための広報、啓発の充実をはじめ、家庭や学校、地域等における暴力防止のための啓発や教育の充実が必要です。
- 相談支援窓口の周知をはじめ、関係機関と連携してDV被害者等が相談しやすく、安心できる支援体制づくりが必要です。
- デートDVや虐待等の問題に関して、様々な機会を通じた幅広い世代への広報、啓発の充実が必要です。

6 男女共同参画の推進について

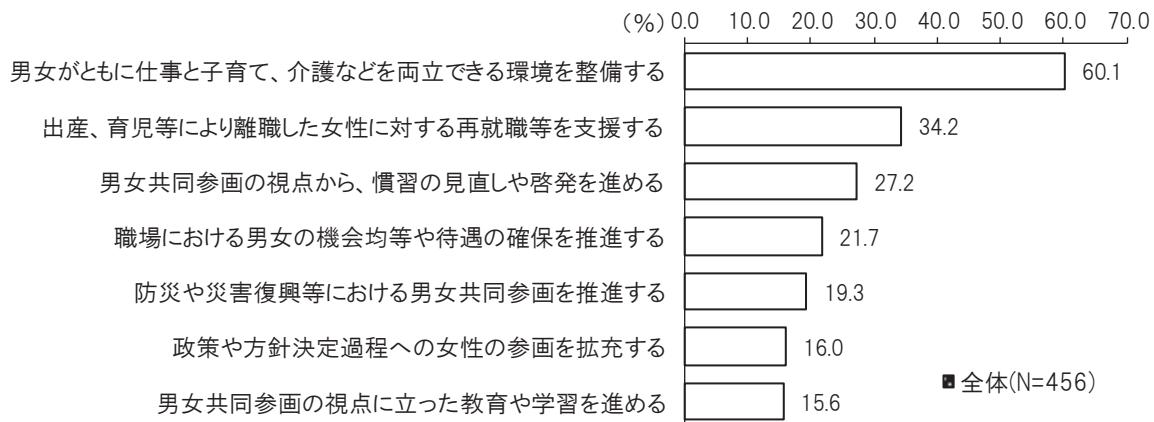
○男女平等を推進するために学校等では「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるよう配慮すること」や、「学校生活での児童、生徒の役割分担を男女同じにする」「男女平等の意識を育てる授業をさらに充実する」ことなどが求められている。

【男女平等を推進するために学校等で行うとよいこと（上位項目抜粋）】



○男女共同参画社会実現のために市が力を入れるべきことについては、「男女がともに仕事と子育て、介護などを両立できる環境の整備」が最多で、次いで「出産、育児等により離職した女性に対する再就職等の支援」「男女共同参画の視点から、慣習の見直しや啓発を進める」が続いている。

【市が力を入れるべきこと（上位項目抜粋）】



【今後の課題】

- 学校等での進路選択の場面において、性別にかかわらず本人の意思に基づいた多様な選択を可能にする取組が必要です。
- 子育て支援サービスの充実をはじめ、離職した女性への再就職等の支援が必要です。
- 男性が家事や育児、介護などすることへの理解促進が必要です。
- 多分野にわたる取組を充実させるために、庁内をはじめ関係機関や地域、事業所等との連携の強化が必要です。

【1】基本理念と基本目標

令和2年6月に策定した本市の最上位計画である「第3次新見市総合計画」においては、目指すまちの将来像を「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいみ」と定め、市民と行政が価値観を共有しながら優先して解決すべき課題を選択し、市民自らもまちの「創り手」となっていくことにより、誰もが生き活きと暮らし、地域に活気があふれるまちづくりを目指しています。

「第3次新見市総合計画」における施策展開の方向性のうち「交流・コミュニティ（多様な人が集い、交流し、活躍するまちをつくる）」における「人権」と「男女共同参画」に関連する取組が、本計画に関連する主な施策となります。

第3次プランでは、5つの基本理念を掲げ「男女が共に輝く社会」の実現を目指して、様々な施策を推進してきました。

【第3次プランの5つの基本理念】

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度または慣行についての見直し
- 政策・方針の立案及び決定過程への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

本計画においては、これまでの基本理念を踏まえ、社会的背景の変化やこれまでに見えてきた継続的な課題や新たな課題、また「第3次新見市総合計画」や「新見市男女共同参画まちづくり条例」の考え方などを踏まえ、改めて次のように「基本理念」を掲げます。

● 基 本 理 念 ●

男女が共に輝き いきいきと活躍できるまち

本計画では「基本理念」の実現に向けて、改めて6つの「基本目標」を定めます。その「基本目標」に基づいて、それぞれに「基本施策」を定め、個別の取組を推進します。

個別の取組については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

【基本目標 1】**人権の尊重と男女共同参画の意識づくり**

男女共同参画意識の普及に向けて、人権を尊重する意識づくりを引き続き推進するとともに、社会通念や慣習、慣行の見直しなど意識の変革を促進します。また、男女共同参画の視点に立った学校教育の充実を図り、地域においても、生涯学習の場などを通じて、多様な学習機会の提供に努めます。

【基本目標 2】**あらゆる分野における女性活躍の推進（新見市女性活躍推進計画）**

社会のあらゆる分野の方針決定の過程において、女性の参画機会が充実するよう、啓発を図ります。産業分野においては、性別や賃金による格差の解消や労働条件の改善、ハラスメント対策など、事業所等における男女共同参画への取組を促進します。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた取組を推進し、仕事と育児、介護の両立支援に取り組みます。

基本目標 2 にかかる取組は、「新見市女性活躍推進計画」として位置付けます。

【基本目標 3】**家庭や地域における男女共同参画の推進**

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が共に協力して家庭生活や地域活動に参加できるよう、意識改革に向けた啓発を推進します。また、国際交流の推進を図り、多文化共生社会の実現を目指します。

【基本目標 4】**生涯を通じた健康づくりへの支援**

性別や年齢にかかわらず、誰もが活躍できる男女共同参画社会を実現していくためには、日頃からの心身の健康づくりが大切です。誰もが生涯にわたり健やかに過ごせるよう、ライフステージに応じた健康づくりへの支援やきめ細かな母子保健サービスを推進します。

【基本目標 5】**暴力を許さないまちづくり（新見市D V防止基本計画）**

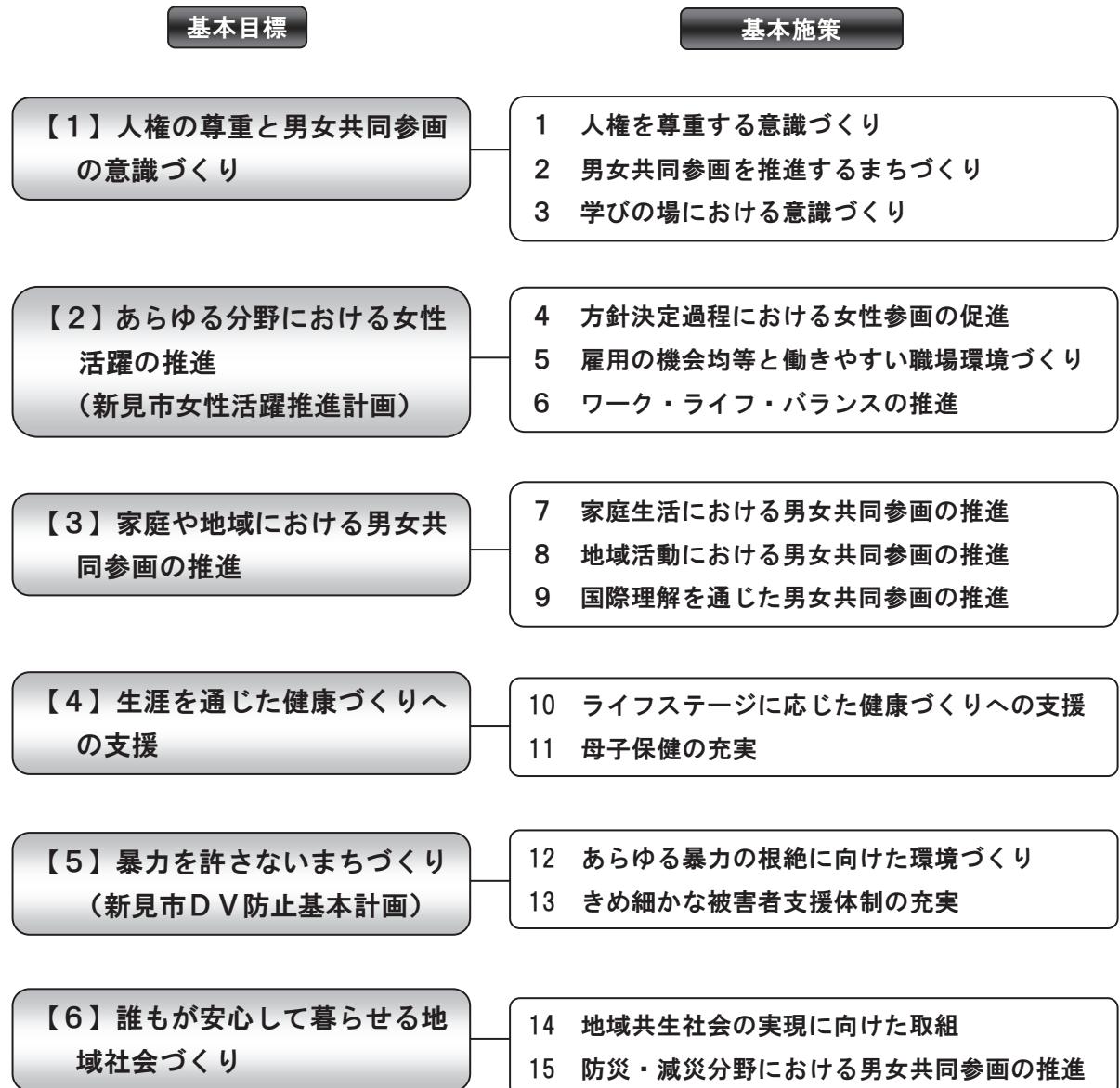
様々な機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

基本目標 5 にかかる取組は、「新見市D V防止基本計画」として位置付けます。

【基本目標 6】**誰もが安心して暮らせる地域社会づくり**

防災・減災のあらゆる場面において、活動への男女共同参画を促進し、地域防災力の向上を目指すとともに、地域共生社会の実現に向けた取組を推進し、将来にわたって誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【2】施策体系



【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

基本施策1 人権を尊重する意識づくり

誰もが相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けて、様々な啓発活動に取り組みます。また、性的マイノリティ（性的少数者）に関する正しい知識の普及に努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
幅広い世代を対象とした啓発活動の推進	○人権や男女共同参画について、ポスター掲示やリーフレットの配布、講演会等様々な機会を通じて、高校生や大学生を含めた幅広い世代を対象とした啓発活動を推進します。	総合政策課
人権教育・啓発事業等の実施	○人権学習講座やP T Aにおける人権教育推進事業、関係団体との連携による人権教育、啓発事業を実施し、市民の人権意識の高揚に努めます。	生涯学習課
男女共同参画の視点に立った広報等の推進	○市の広報紙やホームページ等をはじめ、市が作成する全ての刊行物等について、男女共同参画の視点に立った表現やデザインを基本とし、肖像権や著作権等の人権に十分に配慮するよう全庁的な意識啓発を図ります。	秘書広報課
性的マイノリティに関する正しい知識の啓発	○新見市男女共同参画プラザにある図書やリーフレットの活用、講演会等を通して「L G B T (Q +)」など性的マイノリティ（性的少数者）に関する正しい知識の普及に努めます。	男女共同参画プラザ
	○児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育に取り組むとともに「L G B T (Q +)」など性的マイノリティ（性的少数者）について学ぶ機会を設け、個人の性を尊重する意識づくりに努めます。	学校教育課

基本施策2 男女共同参画を推進するまちづくり

多様な媒体を活用した周知や講座等の開催を通じて、男女共同参画の意識づくりを促進します。また、男女共同参画を推進する市民団体等の活動を支援するとともに、団体の育成に努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
広報等による啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none">○男女共同参画に関する市の主催事業や男女共同参画週間等について、市の広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用して周知するとともに、報道機関に情報を提供します。○男女共同参画情報紙「りぽん」を発行します。	総合政策課
講座等の開催による啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">○「にいみフォーラム」との共催による男女共同参画出前講座や男女共同参画セミナー等の開催を通じて、男女共同参画の意識づくりに向けた啓発を推進します。○一人ひとりがその人らしく、生き活きと生きるための知識を身に付けられるよう、ステップアップ講座を開催します。	総合政策課 男女共同参画 プラザ
男女共同参画支援拠点の周知	<ul style="list-style-type: none">○市の広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用し、新見市男女共同参画プラザの周知を図ります。	総合政策課 男女共同参画 プラザ
市民団体等への支援	<ul style="list-style-type: none">○「にいみフォーラム」等、男女共同参画を推進する市民団体に対して、活動場所の提供や団体間での交流促進などの活動支援を行うとともに、新たな団体の育成に努めます。	総合政策課
市民意識等の把握	<ul style="list-style-type: none">○市民意識調査などを利用し、定期的に男女共同参画に関するアンケート等を実施し、市民意識や実態の把握に努め、施策への反映に努めます。	総合政策課
多様な学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none">○学校便りや授業参観等を通して、保護者や地域住民に対して、人権意識や男女共同参画の意識の醸成を図ります。	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none">○男性料理教室や人権学習講座の開催、公民館報への記事掲載等、地域において、様々な機会や場を通して、男女共同参画の意識づくりに向けた啓発を推進します。	生涯学習課

基本施策3 学びの場における意識づくり

子ども一人ひとりが、その個性や能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進します。また、生涯学習や大学など様々な場を通じて、男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	<ul style="list-style-type: none">○保育所・幼稚園・認定こども園における生活や遊びを通して、園児が、自分自身も含め個人を大切にする人間形成ができるよう、教育・保育内容の配慮に努めます。○保育所・幼稚園・認定こども園において、職員等指導者が男女平等の意識を持ち、人権意識の高揚が図られるよう、研修等を実施します。	こども課
	<ul style="list-style-type: none">○道徳やキャリア教育の時間をはじめ、全ての授業を通じて、男女がお互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合うことができる人間形成につながる教育の充実に努めます。○小中学校において、教職員等指導者が男女平等の意識を持ち、人権意識の高揚が図られるよう、研修等を実施します。	学校教育課
学校における情報モラル教育の実施	<ul style="list-style-type: none">○情報社会において的確な判断ができるよう、小中学校において情報モラル教育を実施し、メディア・リテラシー意識の醸成を図ります。	学校教育課
大学における公開講座等の開催促進	<ul style="list-style-type: none">○新見公立大学地域共生推進センターで開催される公開講座等において「男女共同参画」の要素を盛り込んだ内容の開催を働きかけます。	総合政策課
男女共同参画の視点に立った人事評価制度の充実	<ul style="list-style-type: none">○性別にかかわらず、職員の能力や業績によって公平かつ適切に評価できるよう、人事評価制度の充実に努めます。	総務課
	<ul style="list-style-type: none">○男女共同参画に関する研修会への男性教職員の参加を促進するとともに、新見市男女共同参画プラザにおいて、男女共同参画に関する資料等を収集し、広く情報提供します。	学校教育課

【基本目標2】あらゆる分野における女性活躍の推進（新見市女性活躍推進計画）

基本施策4 方針決定過程における女性参画の促進

あらゆる分野における政策や方針決定過程の場において、女性の参画機会が充実し、その個性と能力を十分に發揮できるよう、周知、啓発を行うとともに、審議会等における女性委員選任割合の向上等を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
審議会等委員への女性登用の促進	○あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の参画が進むよう、啓発を推進するとともに、本市の審議会等における女性委員の登用率の向上に努めます。	関係各課
女性の積極的な登用の促進	○積極的に女性職員の採用を進めるとともに、適材適所の人事配置や女性職員の積極的な管理監督職への登用に努めます。	総務課
	○中学校において、女性の教諭・講師をはじめ、支援員や補助員の採用に努めます。 ○主幹教諭、指導教諭を含む管理職や小中学校の教務主任、地域連携担当、生徒指導進路指導担当等への女性の登用に努めます。	学校教育課
女性職員等の人材育成	○女性職員等の能力開発や専門的スキル形成のため「岡山県市町村職員研修センター」や保育職の管理職員養成のための全国研修への参加を促進します。 ○自治大学校への女性職員の派遣を検討します。	総務課
女性人材の情報収集と活用	○「岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）」等関係機関と連携し、女性の人材に関する情報を幅広く収集し、男女共同参画推進に向けた取組への活用に努めます。	総合政策課
企業等への啓発と理解促進	○市の広報紙やホームページ、告知放送、国や県の啓発パンフレットやSNS等様々な媒体を活用し、市内の企業等に対して、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）についての理解の促進をはじめ、男女共同参画に関する情報の提供に努めます。	商工観光課

取組名	取組内容	担当課
企業等への講座等の参加促進	○企業や地域団体等に対して「岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）」等による講座や研修等についての情報を提供するとともに、参加促進に努めます。	総合政策課
農業委員への女性登用の促進	○農業委員会活動の活性化と、農業における男女共同参画を促進するため、農業委員会等の委員や役員への女性の参画を促進します。また、農業協同組合等の委員や役員等、経営への女性の参画を働きかけます。	農業委員会

基本施策5 雇用の機会均等と働きやすい職場環境づくり

雇用分野において、誰もが能力を発揮できる機会と公平な待遇が確保されるよう、雇用に関する法律や様々な制度について、周知に努めるとともに、各種ハラスメント等防止に努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
雇用の場における男女平等やハラスメント防止の促進	○市の広報紙やホームページ等様々な媒体を活用し「男女雇用機会均等法」等関係法令の周知や各種ハラスメント防止の促進に努めます。	商工観光課
女性の能力開発等に関する広報	○「岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）」が実施するキャリアアップ講座について、窓口にチラシを設置するなど周知に努めます。	総合政策課
多様な働き方に関する支援や情報提供	○市の広報紙やホームページ、チラシ等を活用して、創業を志す人向けのセミナーや相談機関の周知を図ります。	商工観光課
農林畜産業等における男女共同参画の促進	○農業の「家族経営協定」制度等の普及・啓発に努め、男女共同参画の視点に立った家内労働者や家族従事者の労働環境の整備を促進します。 ○岡山県知事が認定している「岡山県農業士」に、女性を積極的に推薦します。	農林課

基本施策6 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する情報提供や啓発活動を推進するとともに、仕事と子育て、介護の両立を支援する体制の充実を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
情報提供や啓発活動の推進	○ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、市の広報紙やホームページ、ポスター、チラシ等を活用して、育児・介護休業制度や労働時間短縮等に関する情報提供に努めます。	商工観光課
	○ハローワークと連携し、市内の子育て広場に求人情報を設置して育児中の人々に情報を提供します。 ○ひとり親の就労、自立に向け、相談や情報提供はじめ様々な支援を実施します。	こども課
	○「介護保険サービスのご案内」や市のホームページを適宜更新し、介護保険制度の周知に努めます。 ○仕事と介護が両立できるよう、地域包括支援センターやケアマネジャーによる、相談対応や情報提供等の支援を実施します。	介護保険課
	○高齢者に対する事業やサービスの一覧を掲載した「長寿社会いきいきガイド」を作成し、民生委員・児童委員や社会福祉協議会職員等に配布して周知を図ります。	福祉課
育児・介護休業等を取得しやすい環境の整備	○男性職員を含め、市の職員が育児休業や短期介護休暇、子の看護休暇等を取得しやすい職場づくりを推進します。	総務課
	○所得保障を含めた育児・介護休業制度等について、周知に努めるとともに、代替職員の配置等、安心して育児休業を取得できる環境の整備に努めます。	学校教育課
	○新見商工会議所や阿哲商工会等の関係団体を通して、市内事業者に岡山県が実施している「おかやま子育て応援宣言企業」や国の「くるみん認定企業」「女性の活躍推進宣言企業」「両立支援等助成金」などの周知に努めます。	商工観光課

取組名	取組内容	担当課
子育て支援サービスの充実	○保護者の多様な子育てニーズに対応できるよう、子育て支援サービスの充実を図り、仕事と子育ての両立を支援します。	こども課
放課後児童クラブへの支援	○放課後児童クラブが安定した運営ができるよう支援し、児童の健全育成と仕事と子育ての両立を支援します。	学校教育課
子育て中の保護者支援の充実	○保健師や栄養士による訪問や健診等を通して、子育てに関する情報提供や育児相談の充実に努めます。	健康づくり課
介護サービス等の充実	○「新見市高齢者保健福祉計画・新見市介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムや在宅医療・介護連携、認知症対策、介護予防と生活支援の推進など、介護保険事業の充実と円滑な運営に努めます。	介護保険課
	○介護手当給付や介護用品給付事業、住宅改修補助金事業を実施し、経済的な負担の軽減を図ることで在宅生活の継続を支援します。	福祉課

【基本目標3】家庭や地域における男女共同参画の推進

基本施策7 家庭生活における男女共同参画の推進

男性が家事や育児、介護をすることについて、市民への理解や意識改革を図り、家庭生活への参加を促進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
男性の育児・介護等の家庭生活への参加促進	<ul style="list-style-type: none">○子育て広場などを通じて、子育てや子育て支援に関する情報交換を行うことで、男性の育児協力の意識が高まるよう支援します。○幼児クラブの会員相互の交流を通じて、家庭生活における男女共同参画の意識醸成を図ります。	こども課
	<ul style="list-style-type: none">○福祉フォーラムの開催等、性別にかかわらず学習機会を設けるとともに、参加促進を図ります。○民生委員児童委員協議会等において、各種研修会を開催します。	福祉課
	<ul style="list-style-type: none">○企業、団体や関係機関等と連携し、介護や地域ボランティア等の社会活動に、男性がより積極的に参画できる環境づくりを促進します。○介護予防や認知症予防事業等の充実を図るとともに、性別にとらわれない介護への参画を促進します。	介護保険課
男性の家事等への参加促進	<ul style="list-style-type: none">○公民館等で男性料理教室や男女共同参画学習会等を開催し、男女共同参画の地域づくりを目指します。	生涯学習課

基本施策8 地域活動における男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担の意識にとらわれず、互いに協力して地域活動を進めることができるよう、啓発を推進します。また、男女共同参画を推進する市民団体との協働に努めるとともに、地域活動を行う各種団体の活動を支援します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
地域活動における理解の促進	○スポーツ少年団や地域の社会教育関係団体等の会議や美化活動をはじめ、地域での様々な活動の場において、社会通念や慣習、慣行などにとらわれず、お互いが協力できるよう啓発を推進します。	生涯学習課
市民団体との協働	○事業の共催や意見交換会の実施等、男女共同参画を推進する市民団体との協働に努めます。	総合政策課
地域活動を行う団体への支援	○地域課題の解決や地域の活性化等につながる活動を行っている各種団体の活動を支援します。	総合政策課
各種団体や地域活動の支援	○市の広報紙やホームページ等様々な媒体を活用し「新見もったいない市」や「雛まつり」等の周知等、女性グループを中心とした地域活動を支援します。	商工観光課

基本施策9 国際理解を通じた男女共同参画の推進

姉妹都市、友好都市との国際交流やA L Tの活用を推進し、多様な文化や価値観を認め合う、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
多文化共生の理解促進	○外国語講座等の開催や市民と外国人との交流を通して、異文化や多文化共生への相互理解を促進します。	生涯学習課
国際理解と国際交流の推進	○女性の人権に関する国際的な条約、制度等の情報を収集するとともに「国際交流ふれあいデイ」等の開催や姉妹都市、友好都市との国際交流を推進します。	生涯学習課

取組名	取組内容	担当課
国際理解と国際交流の推進	<p>○ALTを活用し、児童・生徒を対象とした外国語学習や教職員との共同授業を実施するとともに、地域との交流機会を増やし、多様な価値観や文化への理解を促進します。</p> <p>○ALTが安心して職務に専念できるよう、コーディネーターを配置し、生活支援や出入国事務、授業相談等を実施します。</p>	学校教育課
国際理解教育の推進	○小中学校の授業や行事、保育所・幼稚園・認定こども園への訪問を通してALTと児童・生徒が交流し、国際意識を高めるとともに、多様な価値観への理解を深めます。	学校教育課

【基本目標4】生涯を通じた健康づくりへの支援

基本施策10 ライフステージに応じた健康づくりへの支援

誰もが、生涯にわたって健康に心豊かに暮らせるよう、ライフステージに応じた健康支援を推進します。また、高校生を対象に、妊娠・出産について学ぶ講座を開催します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
生涯にわたる健康づくりの推進	○性別にかかわらず、誰もが生涯にわたり心身共に健康に過ごせるよう、健康教室や各種健康診査、各種がん検診をはじめ、生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及、運動習慣の定着を図る取組など、市民の健康保持のための事業の充実を図ります。	健康づくり課
健康寿命延伸の支援	○ケーブルテレビ放送やサロン等での実践指導を通じて「にいみロコモ体操」の普及を図り、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防を促進します。	介護保険課
児童生徒への健康支援	○全ての小中学校でHIVやエイズに関する教育に取り組み、発達の段階に応じた性教育を推進します。 ○健康に関する正しい知識を身に付けることができるよう、全ての小中学校で薬物乱用防止教室を実施するとともに、保健学習の中で、禁酒、禁煙について学ぶ機会を設けます。	学校教育課
高校生を対象とした妊娠・出産の正しい知識と普及啓発	○岡山県の「未来のパパ&ママを育てる出前講座」等を活用して、高校生を対象に、妊娠、出産についての正しい知識を普及啓発し、将来のライフプランを考える機会にします。	健康づくり課

基本施策 11 母子保健の充実

母子保健サービスの充実や、仕事を持つ女性の母性保護や健康管理の啓発に取り組み、安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援します。また、不妊、不育に対する支援制度等の周知を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
母子保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">○母子手帳交付時に、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査の必要性や内容を説明し、受診を勧奨します。○母子保健コーディネーターと地区担当保健師が、関係機関と連携し、支援を必要とする方に切れ目がない支援を継続して行います。	健康づくり課
母性保護や健康管理の啓発	<ul style="list-style-type: none">○母子手帳交付時に、仕事を持つ妊産婦に対して「母性健康管理指導事項連絡カード」の説明を行い、妊娠や出産に関する健康管理について啓発します。	健康づくり課
	<ul style="list-style-type: none">○市の広報紙やホームページ、ポスターやチラシ等を活用して、仕事を持つ女性の母性保護や健康管理についての啓発に努めます。	商工観光課
不妊・不育に対する支援	<ul style="list-style-type: none">○市の広報紙やホームページ等を活用して、不妊、不育に対する治療費の助成の周知及び相談体制の充実を図ります。	健康づくり課

【基本目標5】暴力を許さないまちづくり（新見市DV防止基本計画）

基本施策12 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

様々な機会や場を通じて、幅広い年齢層を対象に、あらゆる暴力の根絶のための啓発に努めるとともに、青少年の健全育成に向けた取組を推進し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
暴力防止のための 広報・啓発	○市の広報紙やホームページ等様々な機会や場を通じて、DV等暴力の防止に関する法令や相談機関の周知を図るとともに、関係機関と連携し、相談や支援に対応します。 ○「岡山県男女共同参画推進月間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、各種ハラスメントやDV等暴力防止のための啓発の充実に努めます。	総合政策課 男女共同参画 プラザ
	○事業者や企業に対して、関係機関を通じポスターやチラシ等を活用して、各種ハラスメントやDV等暴力防止のための啓発に努めます。	商工観光課
あらゆる暴力防止 に向けた取組	○定期的な面談の実施等、各種ハラスメントが発生しない職場づくりを進めるとともに、ハラスメント防止のための規程等整備の充実を図ります。 ○法令の遵守や公務員としての規律の厳守を職員に徹底します。	総務課
青少年の健全育成 に向けた取組	○リーフレットの活用や研修の実施等小中学校における各種ハラスメントの防止に取り組むとともに、相談体制の充実に努めます。 ○児童・生徒に対する有害図書の購入や成人を対象とした場所への立ち入りを禁止する指導をはじめ、ネット犯罪に関する研修会等を実施し、青少年の健全育成に取り組みます。	学校教育課
	○街頭啓発活動や防犯パトロール車（青パト）による市内パトロール等を実施し、地域社会の環境整備に努めます。	青少年育成センター

取組名	取組内容	担当課
被害者情報の保護の徹底	○関係各課が連携し、各種ハラスメントやDV等暴力被害者情報の保護を徹底するとともに、相談者や相談内容の情報管理を徹底します。	市民課 総合政策課 男女共同参画プラザ

基本施策 13 きめ細かな被害者支援体制の充実

関係機関と連携して、児童や高齢者等に対する虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、被害者の自立支援など、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
関係機関と連携した相談・支援業務の充実	○関係機関との連携や情報共有を図り、DV等暴力をはじめとする相談・支援業務の充実に努めます。 ○DV等暴力の被害者やその家族等の自立を支援するとともに、個々の状況に合わせた対応に努めます。	総合政策課 男女共同参画プラザ
虐待等防止の推進	○相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、自立に向けた支援を行います。	こども課
	○市の広報紙やホームページ等様々な機会や場を通じて、児童虐待防止の啓発活動を推進します。	学校教育課
	○関係機関と連携し、高齢者や障がい者等への虐待の早期発見、早期対応ができる体制の整備や虐待防止に向けた取組を推進するとともに、被害者やその家族等の自立を支援します。	福祉課 介護保険課
相談員の派遣	○新見市男女共同参画プラザ相談員を、各種研修会や担当者会議へ積極的に派遣します。	総合政策課 男女共同参画プラザ

【基本目標6】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり

基本施策14 地域共生社会の実現に向けた取組

高齢者や障がい者、ひとり親家庭や生活上の困難を抱える人、在住外国人も安心して地域で暮らすことができるよう、地域福祉を推進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
高齢者や障がい者等が暮らしやすいまちづくり	○地域の高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、小地域ケア会議を開催し、地域課題の解決に向けて支援します。	介護保険課
	○高齢者の社会参加や学習活動を支援するとともに、高齢者の多様な就業機会の確保を図るため、シルバーパートナーセンターの運営を支援します。 ○障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して生活できるよう、自立支援サービスの整備やバリアフリーの啓発等、障がい者福祉を推進します。	福祉課
ひとり親家庭等への自立支援	○ひとり親家庭等の自立に向け、関係機関と連携して、相談支援体制の充実を図るとともに、家庭の状況に応じた就労や子育て等を支援します。	こども課
生活困窮家庭等における子どもの支援	○地域全体で子どもを育てる意識を醸成するとともに、地域の人材による学習支援を行い、児童・生徒の学力向上を支援します。 ○保護者の就労機会の確保や育児の負担軽減につながるよう、放課後児童クラブの開設を促進するとともに、運営を支援します。	学校教育課
	○公民館で実施している放課後こども教室等を活用して、生活困窮家庭における児童・生徒に対する放課後や週末の学習支援の充実を図ります。	生涯学習課
生活情報や行政サービス情報の提供	○在住外国人が安心して暮らせるよう、外国語に対応する外国人相談窓口を設置するほか、外国人市民に関する制度等について、市の広報紙やホームページ等を活用して周知するとともに、窓口での掲示や配布、郵便等での情報提供に努めます。	総務課 市民課

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
公共施設のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの普及	○遊具の安全確保に関する指針に基づき、遊具等や付帯する設備、柵、建築物等の適正な維持、管理に努めます。	都市整備課
	○バリアフリー化とユニバーサルデザイン普及の観点から、施設の改修や新たな施設建設時に、手すりやスロープ、点字ブロック等の設置を促進します。	総務課

基本施策 15 防災・減災分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を踏まえた地域での防災・減災活動を推進するとともに、災害時における男女それぞれのニーズに配慮できるよう、女性の参画を促進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画の視点による防災活動	○女性の防災士資格取得を促進するなど、男女共同参画の視点を踏まえた地域での防災・減災活動を推進します。	総務課
女性消防団員等の充実	○災害時における男女それぞれのニーズに配慮するため、機能別消防団員や女性消防団員の充実に努めます。	消防本部

【1】計画の推進体制

1 庁内推進体制の充実

男女共同参画にかかる取組は、周知、啓発のみならず教育、労働、保健、福祉など市政のあらゆる分野にわたります。本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携を図るとともに、庁内推進組織「新見市男女共同参画行政推進会議」による効果的な施策展開の検討を行います。

2 関係機関との連携

本計画を効果的に推進するため、地域住民をはじめ自治会、国や県、男女共同参画関係団体、住民ボランティア等との連携を強化するとともに、特に、DVに関する相談業務等は、県の女性相談所や警察等の関係機関と緊密な連携を図ります。

3 計画の幅広い周知

本計画は、市民や事業所、関係機関と行政との連携と協働による推進が重要です。そのため、市の広報紙やホームページをはじめ多様な媒体を活用し、あらゆる世代に分かりやすく、本計画の取組や事業の進捗状況を公表し、広く周知を図ります。また、あらゆる機会を活用して市民の意見やアイデア等を把握し、市民目線を生かした施策の推進に努めます。

4 男女共同参画施策推進拠点の充実

男女共同参画社会の実現に向けた市民の活動を支援し、男女平等を基本とした施策を推進するため、拠点施設「新見市男女共同参画プラザ」の充実を図り、調査・研究や学習・研修機会の提供を通じ、積極的に啓発を行います。さらに、市民の人権の侵害や性別による格差に関わる諸問題に応じる各種相談窓口を充実させ、関係機関との連携を図ります。

【2】計画の進行管理

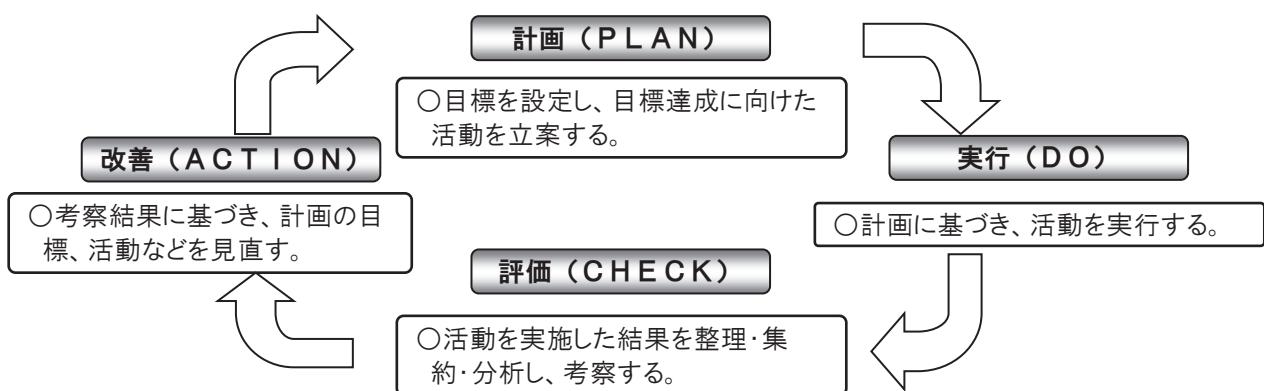
1 新見市男女共同参画審議会における進捗の点検

学識経験者や関係行政機関の職員、関係団体から推薦された人などで構成する「新見市男女共同参画審議会」において、本計画の進捗状況を報告し、男女共同参画の推進に必要な事項についての意見を求め、取組に反映させます。

2 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、計画の進捗状況や達成状況を定期的に点検し、それを今後の施策に反映していく「PDCAサイクル」による進行管理を進めます。

【 PDCAサイクルのプロセスイメージ 】



【3】数値目標の設定

	評価項目	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度
【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり			
1	社会全体において「男女は平等になっている」と思う市民の割合	15.4%	20%
2	学校教育の場において「男女は平等になっている」と思う市民の割合	52.2%	55%
【基本目標2】あらゆる分野における女性活躍の推進（新見市女性活躍推進計画）			
3	審議会等委員の女性比率	28.0% (4月1日現在)	30%
4	市職員の女性管理職比率※	29.3% (4月1日現在)	30%
5	家族経営協定を締結している農家の数	45戸 (4月1日現在)	60戸
【基本目標3】家庭や地域における男女共同参画の推進			
6	家庭生活において「男女は平等になっている」と思う市民の割合	30.3%	35%
7	地域社会において「男女は平等になっている」と思う市民の割合	27.6%	30%
【基本目標4】生涯を通じた健康づくりへの支援			
8	乳がん検診の受診率	28.1% (令和元年度)	33%
9	子宮頸がん検診の受診率	20.5% (令和元年度)	25%
【基本目標5】暴力を許さないまちづくり（新見市DV防止基本計画）			
10	DV被害者で誰(どこ)にも相談しなかった市民の割合	49.5%	40%
【基本目標6】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり			
11	女性防災士の人数	3人 (4月1日現在)	15人
12	女性消防団員の人数	74人 (4月1日現在)	104人

※消防職を除く

1 新見市男女共同参画まちづくり条例

平成 17 年 3 月 31 日
条例第 31 号

前文

新見市は、これまで山陽と山陰を結ぶ交通の要衝として、また中国山地の恵まれた自然と豊かな歴史に育まれた岡山県西北部の中核都市として発展してきた。古くは、平安末期から戦国末期まで京都東寺の荘園として栄え、それぞれの時代を開拓したすばらしい先駆者たちの歴史が今も語り伝えられている。他方では、古い慣習等が未だ残されている地域もある。

日本国憲法には個人の尊厳と法の下の平等がうたわれているが、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行等は依然根強く、眞の男女平等の達成には未だ多くの課題が残されている。また、少子・高齢化や国際化、情報技術等の急速な進展など、社会経済状況への的確な対応も求められている。

こうした中、国においては、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)を制定し、男女共同参画社会の形成が 21 世紀の最重要課題と位置づけ、男女の実質的平等を達成するための様々な取り組みが進められているところである。

本市で行った意識調査や審議会などからは、家庭、地域、職場、学校、人権などにおいて様々な問題が提起され、幅広い市民の多様な意見を集約したところである。

この意見を踏まえ、私たち新見市民は、男女の対等なパートナーシップによる眞に心豊かで活力ある 21 世紀都市・新見の創造を目指し、市、市民及び事業者が一体となって取り組むべきことを決意し、ここに、新見市男女共同参画まちづくり条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画によるまちづくりの推進に関し、基本理念及びその努力目標を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって、乳幼児から高齢者に至る男女の個性及び尊厳が守られ、平和、平等及び創造を基調とした活力ある豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が性別にかかわりなく個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に社会的、政

治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を分かち合うことをいう。

- (2) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行うすべてのものをいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性差とは異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われてきた性差をいう。
- (6) セクシュアルハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を傷つけ、若しくは不快にさせる性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行によって、強要され不利益を被ることをいう。
- (7) ドメスティックバイオレンス 夫やパートナーから受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(基本理念)

第 3 条 市、市民及び事業者は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画によるまちづくりの推進に努めるものとする。

- (1) 男女が性別により差別されることなく、個性と能力を十分に發揮する機会が確保されるとともに、一切の暴力を排除し、個人としての人権が尊重されること。
- (2) 男女がそれぞれに自立した個人として、多様な生き方が選択でき、かつ、尊重され、自己責任に基づく自己決定権が確立されること。
- (3) 男女がお互いの理解の下で、性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康が配慮されること。
- (4) 男女が相互の協力の下に、それぞれ家庭及び社会の責任を担い、家庭、学校、地域、職場その他あらゆる場における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- (5) 男女がそれぞれ政策、方針の立案及び決定に平等な立場で参画する機会が確保されること。
- (6) 男女平等の推進が、国際社会での取り組みを十分理解して行われること。

(努力目標)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画によるまちづくりに当たり、次の各号に掲げる事項を努力目標とし、この達成に努めるものとする。

(1) 家庭における努力目標

- ア 家族一人一人がジェンダーにとらわれることなく、個性を尊重し、多様な生き方を選択できる家庭づくり
- イ 家族一人一人が固定的な性別役割分担の意識を超えて、家事、育児、介護等を担いあう家庭づくり
- ウ 家事、育児、介護等、従来女性が担ってきた無償労働に対し、必要に応じて経済的評価を与える家庭づくり

(2) 学校における努力目標

- ア 児童、生徒及び教職員がジェンダーにとらわれることなく、それぞれの個性や人権を大切にし、男女平等を促進する学校づくり
- イ ジェンダーにとらわれることなく、係、当番等の役割分担が行われ、進学、就職等において、個人の能力や適性を考慮した選択が尊重される学校づくり

(3) 地域における努力目標

- ア 男女の人权が尊重され、差別なく平等に地域活動に参加し、企画や実践にかかわる地域づくり
- イ 男女平等が阻害される慣習又はしきたりをなくし、ジェンダーにとらわれることなく、それぞれの行動や考え方が尊重され、意思決定される地域づくり
- ウ 女性が積極的に社会参画し、リーダーシップが發揮できる地域づくり

(4) 職場における努力目標

- ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進又は再雇用等について性別を理由とする差別がない職場づくり
- イ 長時間労働又はストレスのない環境を実現し、ゆとりと活力のある家庭生活が保障され、地域活動又はボランティア活動に参加しやすい職場づくり
- ウ 男女が等しく、育児又は介護のために時間及び休業を取得でき、仕事と家庭が両立できる職場づくり
- エ 妊娠、出産又は更年期等女性のライフステージに応じた適切な健康管理が行われる職場づくり
- オ セクシュアルハラスメントがなく、安心して働く環境が保障される職場づくり
- カ 農林漁業、商業等の自営業において、女性の労働が正当に評価される職場づくり

(性別による権利侵害の禁止)

第5条 すべての市民は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) 相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為
- (3) 乳幼児から高齢者にいたる男女に対する、ドメスティックバイオレンス又は虐待行為
- (4) 新聞、雑誌、ポスター等により、情報を表示するすべての場合における、固定的な性別役割分担、女性に対する暴力及び性的羞恥心等を助長し、又は連想させる表現

(市の責務)

第6条 市は、男女共同参画まちづくりの推進のため、市の進めるすべての施策に男女共同参画の視点を導入するとともに、第2章に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる場において、自ら積極的に参画し、男女共同参画まちづくりの推進に努めるとともに市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、家庭、学校、地域、職場等において、ドメスティックバイオレンス又は虐待の事実を知った場合には、関係機関へ通報するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動に関し、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画まちづくりの推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女共同参画まちづくりの推進のため、その事業活動に関し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画まちづくりの推進のための基本計画を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定又は変更に当たっては、第20条に規定する新見市男女共同参画審議会の意見を聴取し、市民及び事業者の意見が反映されるよう、適切な措置をとるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、毎年、施策の実施状況を議会に報告するものとする。

2 市長は、施策の実施状況を当該審議会に報告するものとする。

3 市長は、毎年、施策の実施状況を市民及び事業者に周知するものとする。

(市における積極的改善措置)

第11条 市は、男女共同参画まちづくりの推進のため、市の人事管理及び組織運営において、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的改善措置を講ずるよう

- 努めるものとする。
- 2 市は、男女共同参画まちづくりの推進のため、政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- (市の附属機関における積極的改善措置)
- 第12条 市は、男女共同参画まちづくりの推進のため、市の附属機関の委員の任命又は委嘱に当たり、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- (広報啓発活動)
- 第13条 市は、男女共同参画まちづくりについて、広く市民及び事業者の理解が深まるよう啓発、学習促進等に積極的に努めるものとする。
- (情報収集)
- 第14条 市は、男女共同参画に関する情報の収集及び分析を行うとともに、市民及び事業者に公表し、又は提供するよう努めるものとする。この場合において、個人情報の保護に関しては最大限の配慮をしなければならない。
- (市民又は事業者への支援)
- 第15条 市は、市民又は事業者が実施する男女共同参画まちづくりを推進する活動を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (教育の推進)
- 第16条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。
- 2 市は、次代を担う子供たちの教育に関し、家庭及び地域から、男女がともに積極的に参画するよう啓発に努めるものとする。
- (国、県、他の自治体との連携)
- 第17条 市は、男女共同参画まちづくりに関する施策の実施に当たり、国及び県の施策等と調整を図りながら、他の自治体との広域的な連携に努めるものとする。
- (相談の対応等)
- 第18条 市は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談に対応するものとし、その対応については、関係機関等と連携を図る等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (推進体制の整備)
- 第19条 市は、事業者及び市民の協力の下に施策を推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。
- ### 第3章 新見市男女共同参画審議会
- (設置等)
- 第20条 男女共同参画の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、新見市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議するものとする。
- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項
- 3 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について市長に意見を述べることができる。
- (組織等)
- 第21条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体から推薦された者
- (4) 事業者から推薦された者
- (5) その他市長が適当と認める者
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第22条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聞くことができる。
- (専門部会)
- 第23条 審議会は、必要に応じて専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

第4章 雜則

(委任)

- 第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 審議会の最初の会議は、第22条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の新見市男女共同参画まちづくり条例（平成13年新見市条例第38号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

2 新見市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略、令和3年3月)

氏名	所属団体等	備考
土井 英子	新見公立大学教授	会長
小松 鉄治	新見市小学校長会（神郷北小学校長）	副会長
岩崎 美波	新見市幼児クラブ交流事業実行委員会	代理
柴田 昭彦	新見商工会議所相談所長	
柴田 光枝	国際ソロプロチミスト新見	代理
瀧下 肇	高梁公共職業安定所新見出張所長	
豊田 久美子	阿哲商工会女性部長	
藤井 敏信	新見警察署生活安全課長	
藤川 節子	にいみフォーラム	

3 策定経過

期日	項目	内容
令和2年 6月29日（月）	新見市男女共同参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度事業の実績について ・令和2年度事業の計画について ・各委員の所属団体の取組について紹介 ・第4次にいみ男女共同参画プランの策定について
令和2年 6月～7月	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査の実施
令和2年 11月6日（金）	新見市男女共同参画審議会（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> ・市長から新見市男女共同参画審議会へ諮問 ・第4次にいみ男女共同参画プランの骨子案について
令和3年 1月28日（木）	新見市男女共同参画審議会（第3回）	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次にいみ男女共同参画プランの素案について
令和3年 2月16日（火）	新見市男女共同参画審議会（第4回）	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次にいみ男女共同参画プランの素案について
令和3年 2月22日（月） ～3月15日（月）	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次にいみ男女共同参画プラン（案）について
令和3年 3月19日（金）	答申	<ul style="list-style-type: none"> ・新見市男女共同参画審議会から市長へ答申

4 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取

扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固有的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることいかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることいかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての

基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必

要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年法律第 64 号
最終改正 令和元年法律第 24 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要なことに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業

生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第 6 条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進

に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法24・一部改正)

第2節 一般事業主行動計画等

(令元法24・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはなら

ない。

(令元法24・一部改正)

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。
(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は

虚偽の公表をしたとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(令元法24・追加)

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の

業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平29法14・一部改正、令元法24・旧第12条線下・一部改正)

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法24・旧第13条線下)

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法24・旧第14条線下)

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業

における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するため改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法24・旧第15条線下)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいざれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法24・旧第16条線下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法24・旧第17条線下・一部改正)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができます。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法24・旧第18条線下)

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法24・旧第19条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(令元法24・旧第20条線下・一部改正)

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法24・旧第21条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法24・旧第22条線下)

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるとときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行ふものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法24・旧第23条線下・一部改正)

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法24・旧第24条線下)

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法24・旧第25条線下)

第5章 雜則

(報告の徵収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法24・旧第26条線下・一部改正)

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法24・追加)

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法24・旧第27条線下・一部改正)

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法24・旧第28条線下)

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法 第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(令元法24・旧第29条線下・一部改正)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法24・旧第30条線下・一部改正)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

(令元法24・旧第31条線下・一部改正)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第

51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者
(平29法14・一部改正、令元法24・旧第32条線下・一部改正)

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法24・旧第33条線下・一部改正)

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

(令元法24・旧第34条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関する知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関する知り得た秘密については、第28条の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法24・一部改正)

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号)抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2) 及び (3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第5
8条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項
及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の
改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の
50を」を「100分の80を」に改める部分に限
る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業
法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正
規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条
の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和
28年法律第182号)第10条第10項第5号の
改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、
附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、
附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する
法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改
正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改
める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用
の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第
30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の1
1から第32条の15まで、第32条の16第1項
及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の
4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、
第26条から第28条まで及び第32条の規定並び
に附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定

平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定に
あっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則

の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施
行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日か
ら施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者
の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第
4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定
公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超
えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適
用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に
関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合に
おいて、この法律による改正後の規定の施行の状況に
ついて検討を加え、必要があると認めるときは、その
結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成 13 年法律第 31 号

最終改正 令和元年法律第 46 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において

「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者的心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかった

と認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福

祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えら

れることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過するまでの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過するまでの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等

に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過するまでの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
 - (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事

実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、

保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発すことにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるとときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方においては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限

り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雜則

（職務関係者による配慮等）

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

（1） 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

（2） 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

（3） 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

（4） 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

（1） 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの

（2） 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

（この法律の準用）

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者（第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令（前条において読み替えて運用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1 年以下の懲

役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成16年法律第64号]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成19年法律第113号] [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 [平成25年法律第72号] [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 [平成26年法律第28号] [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 [令和元年法律第46号] [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(2) 第2条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日

(3) 第2条中児童福祉法第12条の改正規定(同条第4項及び第6項に係る部分並びに同条第1項の次に1項を加える部分に限る。)及び同法第12条の5の改正規定 令和5年4月1日

第4次にいみ男女共同参画プラン
令和3年3月

発行／岡山県新見市
編集／新見市総務部総合政策課
〒718-8501 岡山県新見市新見 310 番地 3
電話 0867-72-6114